

第七十七回国会
衆議院
財務金融委員會
會議錄
第十七号

平成二十三年四月三十日(土曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 石田 勝之君

理事 泉 健太君

理事 岸本 周平君

理事 鷲尾英一郎君

理事 竹下 亘君

理事 東 祥三君

五十嵐文彦君

小野塚勝俊君

岡田 康裕君

勝又恒一郎君

小山 展弘君

菅川 洋君

玉城デニー君

中島 政希君

中林美恵子君

三村 和也君

吉田 泉君

和田 隆志君

近藤三津枝君

野田 毅君

村田 吉隆君

山口 俊一君

齊藤 鉄夫君

大串 博志君

古本伸一郎君

後藤田正純君

竹内 譲君

網屋 信介君

江端 貴子君

大山 昌宏君

柿沼 正明君

木内 孝胤君

近藤 和也君

玉木雄一郎君

豊田潤多郎君

中塚 一宏君

松原 仁君

柳田 和己君

吉田 統彦君

今津 寛君

徳田 毅君

福井 照君

茂木 敏充君

山本 幸三君

佐々木憲昭君

野田 佳彦君

東 祥三君

五十嵐文彦君

池口 修次君

和田 隆志君

吉田 泉君

田嶋 要君

市村浩一郎君

政府参考人
(内閣官房原子力発電所事務長)
北川 慎介君

政府参考人
(国税庁次長)
田中 一穂君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
今別府敏雄君

政府参考人
(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)
横尾 英博君

政府参考人
(国土交通省道路局次長)
佐々木 基君

政府参考人
(国土交通省航空局長)
本田 勝君

参考人
(日本銀行総裁)
白川 方明君

財務金融委員会専門員
北村 治則君

委員の異動
四月三十日

辞任
勝又恒一郎君

小山 展弘君

近藤 和也君

豊田潤多郎君

竹本 直一君

徳田 毅君

補欠選任
吉田 統彦君

中島 政希君

玉城デニー君

大山 昌宏君

近藤三津枝君

福井 照君

同日

辞任
大山 昌宏君

玉城デニー君

中島 政希君

吉田 統彦君

近藤三津枝君

福井 照君

補欠選任
豊田潤多郎君

近藤 和也君

小山 展弘君

勝又恒一郎君

竹本 直一君

徳田 毅君

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第六七号)
は本委員会に付託された。
四月二十八日
平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第一号)
は議院の承諾を得て修正された。

四月二十六日

所得税法第五十六条の廃止を求める意見書(長崎県議会)
所得税法第五十六条の見直しを求める意見書(宮崎県延岡市議会)
中小業者の自家労賃を必要経費として認めることとの意見書(兵庫県市川町議会)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第一号)

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出第六七号)

○石田委員長

これより会議を開きます。

本委員会において審査中の内閣提出、平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、去る二十八日、本院の承諾を得て内閣においてこれを修正し、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案と

なりました。

内閣提出、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

政府から修正の趣旨の説明を聴取いたします。

財務大臣野田佳彦君。

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正
〔本号末尾に掲載〕

○野田国務大臣 まず、委員の皆様へ、お待たせをいたしましたことを、おわびを申し上げます。

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正の趣旨を御説明申し上げます。

平成二十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るため、平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案を既に今国会に提出し、二月二十三日の当委員会におきまして提案理由を御説明申し上げ、これまで御審議をいただいたところであります。

しかしながら、今般提出した、東日本大震災からの早期復旧を図るための平成二十三年度補正予算におきまして、その財源については、公債を追加的に発行せず、歳入の見直しや臨時財源の活用で対応することとしており、これに伴い、この法律案に所要の修正を加えることとし、四月二十八日に本会議の御承諾をいただきました。

その修正点の内容は、法律案中基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除し、また、法律の施行期日を公布の日とするものであります。

以上が、今回の修正点の趣旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて説明は終わりました。

○石田委員長 次に、内閣提出、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣野田佳彦君。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○野田国務大臣 ただいま議題となりました東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、東日本大震災に対応し必要な財政措置を講ずるため、平成二十三年度補正予算を提出し御審議をお願いしておりますが、本法律案は、これに必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計、外国為替資金特別会計、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する特別措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、一兆五百八十八億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第二に、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同特別会計から、約二千三百九億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第三に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成二十三年事業年度について、特別

業務勘定における積立金のうち、一兆二千億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬこととしております。

第四に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成二十三年事業年度について、高速道路勘定から、二千五百億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならぬこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁白川方明君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室長北川慎司君、国税庁次長田中一穂君、厚生労働省大臣官房審議官今別府敏雄君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長横尾英博君、国土交通省道路局次長佐々木基君、航空局長本田勝君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木内孝胤君。

○木内委員 民主党、木内孝胤でございます。本日は、持ち時間なども二十分だったわけでごさいますけれども、いろいろな関係で十分強ということになりまして、前置きはすべて省略しまして本題に入りたいと思います。

本日は、東京電力、原発の賠償対応とその東京電力の支援スキームについて、これに焦点を当て

て質問させていただきたいと存じます。

東京電力の財務状況と支払い能力についてでございますが、おととい、原発事故に対する損害賠償の指針づくり、これを進めている原子力損害賠償紛争審査会、この一次指針がまとまりました。

原発が安定的な冷温停止状態、この時期がまだわからないこと、あるいは中間指針が七月であること、損害賠償範囲が決まっておりますので損害賠償額は当然わからないわけでございまして、いろいろな試算では数兆円から、あるいは場合によっては十兆円を超えるという試算もござい

ます。

こうした中で、政府としましては、東京電力の現在の財務状況として支払い能力についてどのように認識されているか、お伺いをいたします。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

東京電力の財務状況でございますが、直近の平成二十二年年度の第三・四半期の時点では、資産十三・二兆円、負債十・六兆円で、純資産約二・六兆円ということになってございます。

委員御指摘のとおり、これから東京電力は賠償責任を果たしていく必要がございますが、政府としても、被害者の方々が適切な補償を受けられるように万全を期してまいりたいというふうに考えてございます。

○木内委員 東京電力の監査日は五月十七日でございます。私の現状の認識としましては、この五月十七日の前に政府がきちんとした支援策を発表しない限り、銀行の債務者区分は、現状の正常から要注意あるいは破綻懸念になり得る、あるいは格付会社、R&IですとかJCRの格付は格下げになることはかなり明確であるというふうに認識をしております。

政府は同様の認識をされていらっしゃるのでしょうか。

○横尾政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたとおり、政府としても、東京電力の賠償責任、これに対して被害者の方々が適切な補償を受けられるよう万全を期してまいると

いうことで、そうすることによりまして、金融市場への影響を可能な限り回避することにつながるというふうに考えております。

○木内委員 その支援スキーム、いろいろ新聞報道等でありまして、先般も、柿沼委員から何か検討しているかということに関して、いろいろと検討していかなければならないというふうなやりとりがございましたけれども、私、その原発対応の賠償と主要論点について、以下のとおり考えております。

これは、一つは被災者への早期かつ十分な賠償支払い、二つ目が支払い賠償金の原資の確保、三つ目が電力の安定供給、そして今話がありました、四番目が金融市場への影響、五番目が国民負担の軽減、そして六番目に関係者の責任の明確化、この六点が主要論点だというふうに考えております。

しかしながら、この国民負担を軽減させるということが逆に金融市場の不安定につながったりとか、あるいは責任を明確化させることにより金融市場が不安定化する、あるいは十分な支払い賠償ができない、そのような形につながりかねないというふうに懸念をしているわけでございます。

きのうの予算委員会におきまして、みんなの党の渡辺党首が国有化をするべきではないか、そのような提言をされていらっしゃいました。しかしながら、国有化をする、すなわち株主責任や社債権者の責任が大き過ぎると、今度はこれは金融市場への悪影響という形につながるわけでございます。

こうしたさまざまな論点を踏まえて、先般も後藤田委員から東京電力発の金融恐慌になってはならない、そのような質問がございましたけれども、私は、今この論点が、いろいろな方がいろいろな形で混乱をさせているような状況で、逆に五月九日ぐらいをめどにこの支援スキームを発表しなければならぬ、しかしながら、与党、野党も含めて、全くこうした論点の整理ができていないのではないかと、そのように感じております。

そうした支援スキームの論点及び各種スキーム、検討案がございましたら、教えていただければと思います。

○北川政府参考人 お答えいたします。

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力損害につきまして、これは大変広範な影響を及ぼす事態になっており、また現在でも被害の全容が明らかになっていない、確定していない、こういう状況にございます。

この原子力損害の賠償につきましては、被害者の保護を図るとともに、原子力事業の健全な発展に資する、こういう観点から、原子力損害賠償制度が設けられておりますが、これは、民法に基づく一般の不法行為責任とは異なる特別の損害賠償制度として設けられてございまして、原子力事業者に対しまして、故意、過失がなくとも賠償責任を負うという無過失責任がございまして、原子力事業者のみが賠償責任を負うという責任集中の仕組みがとられております。さらに、被害者の保護と原子力事業の健全な発展のために必要なとき、こういう場合には、国は原子力事業者に対して必要な援助を行うものとされてございます。

こうした中、今般の原子力損害につきまして、一義的責任を負う東京電力が賠償責任を果たしていかなければならないと考えてございますけれども、その損害賠償が早期かつ確実に実施されるよう、国として万全を期してまいる所存でございます。

その際、早期に被害者の方々への適切な賠償がなされる、これが何より重要だと考えてございまして、委員御指摘のとおり、電力の安定供給を確保する、あるいは金融市場への悪影響を抑える、こういうことも必要であると考えてございまして。さらに、御指摘のとおり、国民負担のあり方につきましては、国民の皆様様の御理解を得られるようなものとしていかなければならないと考えてございます。

以上のような点をしっかりと念頭に置きながら、現在、海江田原子力経済被害担当大臣を中心に

に検討を進めているところでございます。本日委員御指摘の点も十分踏まえながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○木内委員 各利害関係者の応分の負担を決めてそれをスキームに落とすという作業は、非常に難しい困難な作業でございます。

こうした中で、新聞報道をベースに議論しては意味がないというのは承知の上で、交付国債をその財源にするというような話がございました。交付国債というのは国民負担と言えるところか、ややあいまいな点がございまして。こうしたことを、だれがどのような形で負担をするのか。私は、この発表のタイミングは恐らく連休明け、以内ぐらいに発表されるのではなからうかと推察しておりますけれども、こうした議論が全くされないまま、また、これを発表した後、逆に、これは市場商品でございまして、これが悪いスキームだと後から言われても、株価、社債市場、その他大混乱が起これと予想されております。少なくとも発表するまで、あるいはその案を決めるまで、与党、野党を問わず、しっかりとこうした事情の説明をしていただきたい、そのように考えております。

一方で、難しいのは、これは根回ししますと情報漏れる、漏れるので説明ができない。したがって、私としては、私が先ほど申し上げたような論点をしっかりとスキームに落とし、そうした考え方の整理をきちんと根回ししているか、事情説明をして、与党、野党、納得いくような形で説明をお願いしたい、そのように思っております。

そして、この交付国債についての位置づけ、考え方について、お伺いをいたします。

○野田国務大臣 賠償に向けてのスキームづくりを今政府内で検討しておりますが、今何をどうするかを確定的に申し上げられる段階ではございません。委員の今の御指摘も踏まえながら対応をさせていただきますというふうに思います。

○木内委員 私は決して国民負担するのが悪いというふうには申し上げていないつもりはございます。今回の処理は、住専処理、あの六千八百五十億円の処理をした際に、国民の反発が大きく、結果としてその後の不良債権処理がおくれた、それと似たようなケースになり得ると考えております。もし、初期の国民負担をすることにより中長期の国民負担を減らすということにつながるのであれば、それをきっちりと説明した上で国民の皆様を理解を求めて、そして、きっちとした公的資金を注入する、これは私はやるべきだというふうに考えております。そうした説明を省略しないで、ぜひこうしたスキームづくり、もう残された時間はわずかでございますけれども、御努力をいただきたい、そのように思っております。お願いいたします。

あと、復興財源について、これはちよつと希望ですけれども、やはりこういう状況ですので、子ども手当、高速道路無料化、いろいろな財源をどうするか。私は、赤字国債もよくない、あるいは歳出振りかえもよくない、いろいろ思いますけれども、そこら辺の議論というのは、みんな痛みを分かち合って復興に対して向かっていかなければならない、そのような状況の中で、これも全く、与党、野党を問わず、説明が不十分ではないかと私は考えておりますので、けさの新聞の一面を見て驚愕しながら、私はきょう質問したいのかと思っております。その点については十分議論をしていきたい、そのような要望を申し上げて、終わりのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、福井照君。

○福井委員 自由民主党の福井照でございます。利便増進事業から二千五百億円召し上げという案になっておりますので、これはまさに高速道路

政策、道路政策の根幹にかかわることでございますから、国土交通委員会でのポリシーについて議論すべきだったということをまず最初に申し上げておきたいと思っております。

まず、きょうは池口副大臣に御来臨賜りましたので、ただでさえ右往左往していて、一般国民の一人である私にとっても、きょうのポリシーとこのポリシーとでは、あしたのポリシーは一体どうなんだということでございます。

民主党のマニフェスト、何年かかるかは別として、全国的高速道路無料化を旨とするということをおっしゃって、三百議席以上をおとりになったわけでございます。では、その後、一体どうなっているのか。

きのうは、また後ほど御質問させていただきませんが、菅総理が、東北道は無料化するという重要な選択肢のうちのひとつであるというふうな積極的な御答弁もございました。この二千五百億円は、民主党の当初の案だった二千円、そしてずっとやっておりました千円、この二つの割引をやめるということ、そのかわりマイルージを復活するということ、三年分の予算が二千五百億円というふうに了解をしておりますけれども、とにかく、この補正予算、復旧のための予算が成立すること、この時間に、結局、今の政府の高速道路料金政策というのは一体何なのか、もう少し時間がかかるというんだったら、一体いつまでにどのような手続で決めるのか、まず教えていただきたいと思っております。

○池口副大臣 福井委員の質問にお答えをしたいと思います。まず、今回の高速道路の無料化の一時凍結と上

限の廃止でございますけれども、これについては、大震災の、ある意味、予算を確保するためにどうするかという議論が内閣の中でされたというふうな理解をしております。その内閣の同意を含めて、大臣間で、国土交通大臣も含めて合意をしたものがございまして。その中では、今回の復興を優先するというので、国交省としては、従

来、予算で、成立の中で組んでおりました無料化実験については、一時凍結をします。それと、料金割引、これは別途の財源でやっていただけたわけですが、これも、この中から、上限制を廃止した中で、二千五百億円を今回の東北道の復興のために使うという確認をした上で、今回の法改正になったというふうに思っております。

その中で、もう一つの無料化をどうするのかというところにつきましては、これは、きのうあたり、我々はマスコミでしか知っていないわけですが、野党の中で議論が始まるということと、この結論を踏まえて、国交省としてはこの無料化をどうするのか。とりあえず今年度については凍結をしますので、実験をすることはあり得ないんですが、来年度以降はどうかというこのことの進めになろうというふうに思っております。

あと、では、二千五百億円を今回拠出すること、当初は、これは利便増進ということと、三兆円の枠を確保していただきました。そのうち、過去二年の中で一兆円を既に使っておりますので、二兆円、それと、今回二千五百億円を拠出することです。一兆七千五百億円を使うことになる。この一兆七千五百億円を使つて、今後、この料金割引をどうするのかということについては、我々としては、高速道路の利便増進事業というのは重要な政策である、震災よりはランクは落ちるわけですが、これからの政策としては、より広い人に高速道路を使つてもらふということが必要だというふうには思っております。基本的には、従来、四月から導入しようとしていた割引制度については、導入をしたというふうなことを考えております。

○福井委員 最初、前原大臣のときから、無料化の定義すらはつきりしていただけなかったということと、推移をしております。今、まだ、いつまでということをおっしゃっていただけたか、これについては大変残念ですが、そのことについては、ちょっとこっちに置いてお

きます。

今回の二千五百億円を考えると、議論の出口が二つありまして、今副大臣がおっしゃっていただいた料金政策、利便増進事業が料金で完結する場合の料金政策。そして、もともと、去年でしかおとしでしたか、民主党の案としてあるいは政府の原案として出てきた、利便増進事業をスマートインターから高速道路の四車化、あるいはミッシングリンクの解消というところまで展開をするという考え方。その事業をするのと料金政策、この二つの出口がありまして、それを二つ両副大臣に整理していただいた上で、それで野田大臣にコメントをいただきたいと思ひます。

まず、事業をする方ですね。これは、阪神・淡路のときも、近畿道の舞鶴線まで使つて、要するにネットワークとしてリダンダンシーをまさに活用していただいたことがございました。今回も、東北道、この背骨がしっかりとっているから、肋骨の道路を開通してまさに復旧に当たっていただいたわけですね。

今回、私も上木屋ですが、大変たくさん反省をし、そして勉強をさせていただきまして、一番本質的に反省しなければならぬのは、ダメージコントロールの考え方が我々はなかったということですね。

戦史を勉強されておる先生方ですからよく御存じのとおり、あの珊瑚海海戦では日米のダメージは引き分けだったんですね、空母も戦艦も同じようにダメージを受けた。だけれども、アメリカ軍にはダメージコントロールの考え方があったので、ダメージはあり得べしと。だから、空母のダメージを最小にするための設計思想がもととなり、そして、実際に修理をしてミッドウェー海戦に臨んだんですね。日本はもう精神論だけでしたから、当時は。もうこれは根性で頑張るんだというところしかなかった。ダメージコントロールがなかったわけですね。

今回の場合は、放射性物質の拡散というダメージをいかに最小化するかとこの考え方がなかった

のが原発問題の本質だと思ひますけれども、この高速道路を考えるとダメージコントロールというのは、骨格となる高速道路ネットワークというのはやはり一万四千キロ必要だったんだということ、我々としてはもう一度学習させていただきまして。そして、地域地域では、すぐに復旧できるように復旧時間最小、そういう考え方が必要ではなかったかということ。

ちょっと話がまた、連想の連想で御紹介しますと、昔の、すごい当初の国鉄の設計思想というのがありまして、三角形のトラスの鉄橋という、よくプラモデルとかありますけれども、あの三角形のトラス構造というのは極めてシンプルなんです。計算するのも簡単、つくるのも簡単、だけれども鉄がたくさん要るんです。なので、土木工学科の教授が大変たくさん微分方程式を解いて、それで鉄の量を減らすということ、この数十年間ずっとやってきて、そして複雑、複雑にしてきたんです。なので復旧時間が長くなってしまったということなので、やはり設計思想というのはシンプルで、そして地域地域ではやはり復旧時間最小、あるいは復旧に要するコスト最小という思想でいかなければならないということを本当に実感させていただきまして。話が長くなりました、迂遠しましたけれども。

そこで、やはり高速道路というのは骨格であり、そしてそのリダンダンシーをネットワークとして發揮しなければならぬということ、直観し、そして学習をしましたので、改めて、二千五百億円の出口の一つの高速道路をつくるということに關して、池口副大臣と、そして財務の面から五十嵐副大臣にもコメントをいただければありがたいです。

○池口副大臣 まず、今回、高速道路というものが震災に対して果たした役割ですけれども、一つには、三陸縦貫道というのは、今回の震災に対しても、場所的な問題もありましてほとんど震災の影響がなかったということの中で、発生直後の住民の避難場所ということになりましたし、救援救

助活動をする道路としても活用ができました。

さらに、東北道も含めて、高速道路はいち早く物資の輸送ルートとして動かすことができたということでは、大変大きな効果を發揮したというふうに思っております。仙台東部道路につきましては、ある意味、津波を食い止めるための防潮堤という効果も果たしたという意味では、委員が言われましたように、高速道路の果たす役割は、今回の震災の中で、改めて社会資本として重要であるという認識を我々としては考えております。

そういう中で、さらにこれからの災害の対応ということでは、災害に強い国土づくりをしなければいけないというふうに国交省としては考えております。その中に、当然、高速道路のミッシングリンクをどうするのかということ、高速道路が片側一車線でのいかどうかということも含めて検討はしていきたいというふうに思っております。その検討の場として、四月七日に、国交省の中に高速道路のあり方検討有識者委員会というものを設置しまして、これからの高速道路のあり方、さらには高速道路をつくる場合の財源をだれが負担するのか、もしくは高速道路の管理をどうするのかという広い観点での検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○五十嵐副大臣 お答えをいたします。福井委員から、ダメージコントロールに關連して設計思想の重要性をお教えいただきまして、ありがとうございます。

ミッシングリンクの解消について、財務の観点からどのように評価するかというお話が一点だけだと思います。

大変厳しい財政事情の中で、公共事業につきましては重点化、効率化を図らなければいけないということで優先順位を厳しくつけてやってきておりますが、国土ミッシングリンクの解消につきましては、二十二年度三千二百五十億円から二十三年度予算三千三百七十六億円、五・三%の増額と重視をしてきたということで、財務省としての姿勢もおわかりをいただけるかと思っております。

さらに、委員から、ミッシングリンクの解消や四車線化をさらに進めるために利便増進事業で実施をすべきではないかというお話があったと思いますが、現在、利便増進事業の対象としては、高速道路の料金割引とスマートインターチェンジの整備に限定されておりまして、これを高速道路整備の一般的なものに当てはめようとするためには法律改正が必要となっております。

二十二年度、十二月の臨時国会におきまして、道路財政法の改正法案が提出をされましたけれども、審議に付されずに廃案となっております。その上で、国交省の方でどうするか、今、池口副大臣の御答弁にありましたとおり、協議をなされているところと承知しておりますので、その協議の結果を待って、私どもとしては対応してまいりたいということでございます。

○福井委員 ありがとうございます。

もう一つのイシュー、料金。これは、料金施策、割引の制度はもう多段階、多層になっておりまして、一番上が民主党提案の二千万、その次が休日千円、その次は平日三割引、その次が休日割引ということで、あと二段階ぐらいあるんですけれども、その次の割引は、まさに地域の物流を支える、中小企業であるトラック会社、運送会社の方のための、平日の普通の時間、物流をしている、まさに日本経済を支える物流、そして、特別枠は橋本政権時代の物流枠から始まってというぐらい、日本経済の抱える物流問題をずっと解こうとしてまだ解決していないということで、平日三割引というものが次の階層になっているわけです。

それで、たまたま私も四国なんです、本四も、バリアだったんですけれども、本当に割引をしていただいて、三万台から五万台ということでは二倍ぐらいの交通量が今あるようになりまして、潜在的な地域の力、経済力が今やっとなんてきつたところとございまして、今回の二千五百億円は、先ほどおっしゃったように復旧の財源ということでいたし方ないわけではござい

すけれども、次なる、今ある、それ以外の料金施策については、ただでさえ日本全体を支えなければ、元気にしなければいけないというときに、どうしても必要なものではないかというふうに思っています。また両副大臣からよろしくお願い申し上げます。

○池口副大臣 まずは、本四の三本の橋の意味合いですけれども、我々としては、やはり、四国の人がある意味、経済が発展をするという意味では、道路でつながるは本四の橋しかないわけですから、この利便を向上しながら、四国の、もしくは、橋のもう一方の側の中国側もしくは大阪側の利便を図る上では重要なものであるという認識をしております。

そういう中で、今委員の言葉をかりますと、一階、二千万と千円については、今回は、上限制ということ、断念をするわけでは、けれども、それ以外の、特に時間帯割引等については、輸送の面、物流の面等、あと都市部等では、生活、通勤割引等もありまして、これについては、我々としては必要な割引であるというふうに考えておりますので、全体的な財源の問題もありませんけれども、極力継続をしなければいけない割引であるという認識をしております。

○五十嵐副大臣 私どもの方も、上限制については、今回は震災の方に財源を回させていただくというところで、あとのその他の割引については、本四については本四独自のものもあると伺っておりますが、微調整はあるかもしれません、根本的には、今、池口副大臣が答弁されたとおりで、協議をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○福井委員 ありがとうございます。

では、野田大臣、お待たせをいたしました。今、両副大臣がおっしゃっていただきましたように、残る料金施策も大事、そして高速道路をつくる方も大事ということで整理をしていただきました。

今回、しかし、利便増進事業から二千五百億円を国庫に納付するということの法案を今審議しているわけですが、高速道路政策、道路政策、公共事業政策、あるいは国土全体の管理政策から見て、復旧復興に要する高速道路も必要わけですね。宮城県知事からももう陳情も出ております。

この二千五百億円で、利便増進事業から国庫に納付するのは今回限りというふうに了解してよろしいかどうか、コメントをいただきたいと思っております。

○野田国務大臣 今般、利便増進事業の見直しをして復興のための財源に充てるといことは、国土交通大臣と国家戦略大臣と三人で協議をして、この方向性を決めさせていただきました。

その上で、今後どうするかということでございますが、今回は早期復旧のための予算で、今般、復興に向けての財源をどうするかという議論になってまいります。歳入歳入両方含めて、野党の御意見も含めて対応していきたいと思っております。

その中で、利便増進事業をどうするかということについては、これは基本的には、この制度の趣旨は、高速道路利用者の利便の増進であり、そして道路交通の円滑化であります。その制度の趣旨を踏まえて、国土交通大臣としっかり協議しながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

○福井委員 ありがとうございます。

国土交通大臣と協議しながら適切に処理してまいりたいということで、重く受けとめさせていただきます。

せっかくの機会ですから、野田大臣、私も元役人ですから、本当にグリップのきいたしっかりした答弁をされているということで、御尊敬申し上げておりますが、しかし、事この今回の震災の事態対処に当たっては、まさにその国会答弁が邪魔していると思うんです。

今般、しかし、利便増進事業から二千五百億円を国庫に納付するということの法案を今審議しているわけですが、高速道路政策、道路政策、公共事業政策、あるいは国土全体の管理政策から見て、復旧復興に要する高速道路も必要わけですね。宮城県知事からももう陳情も出ております。

この二千五百億円で、利便増進事業から国庫に納付するのは今回限りというふうに了解してよろしいかどうか、コメントをいただきたいと思っております。

その上で、今後どうするかということでございますが、今回は早期復旧のための予算で、今般、復興に向けての財源をどうするかという議論になってまいります。歳入歳入両方含めて、野党の御意見も含めて対応していきたいと思っております。

その中で、利便増進事業をどうするかということについては、これは基本的には、この制度の趣旨は、高速道路利用者の利便の増進であり、そして道路交通の円滑化であります。その制度の趣旨を踏まえて、国土交通大臣としっかり協議しながら適切に対応していきたいというふうに考えております。

○福井委員 ありがとうございます。

国土交通大臣と協議しながら適切に処理してまいりたいということで、重く受けとめさせていただきます。

れを言つてはしかなかったということで、きのう、やつとそれに近いことを総理大臣はおっしゃいましたけれども、まさにそこだと思ふんです。国の責任において、つまり、そして国の財政の責任において、私は必要なものはすべて、その責任において、その責任者としてやり切りますというふうな、ぜひ今後ともおっしゃっていただきたいと思ふます。

今の答弁は、多分、では、それをどういうふうに変えたいかということじゃないと思ふますので、そういう人情も含めた、国交大臣と協議しながら、財政的な状況も見ながら適切に処理してまいりたいという言葉は重く受けとめさせていただきますので、今後ともよろしくお願いしたいと思ふます。

そこで、命を救つた道ということで、これは三陸縦貫道というのは、我が四国の高知県の高速道路もBバイCが極めて低くて、かすかす、すれすれ、やつと事業化しているという状況で、それよりもと言つては失礼ですが、交通量から見ても三陸縦貫道というのは着手が遅くなったというのが、その証左になつてゐるわけです。

しかし、現場に行つて教えていただきました。三陸縦貫道に行つてやつと命が助かった。避難場所にもなつたし、そして、細切れになつていますが、今ある三陸縦貫道を利用して、本間に啓開、復旧活動が支えられたということがございました。なので、東北の地域の中でいち早く四車化、これはもとのAダッシュ路線もあるし、B路線もあるんですけれども、すべての人的、財源的資源を投入して、いち早く東北から四車化のネットワークをつくるべきだと思ふますけれども、池口副大臣の御所見をお願いしたいと思います。

○池口副大臣 三陸縦貫道を含めて高速道路の施行方式については、委員は十分承知をしております。ふうに思ふますが、実は、BバイCが十分あるところは、NEXCOがつくつて有料道路でやる方式と、BバイCは若干下がるけれども、どうしてもある意味、命の道路として必要などころ

は、新直轄方式ということで、国がつくつて無料であるという二つの方式があるんですが、その境のところをどうするかというところが、実ははつきり施行方式が決まっていなくて、いわゆる合併方式でやるしかないんじゃないかということでございます。

これについては、基本的には、三陸縦貫道を早くつくるべきだという声が強いのというは国土交通省も認識をしておりますので、どういった施行方式でやるかということも含めて、これからできるだけ早急に検討させていただきたいというふうな思つております。

○福井委員 ありがとうございます。最後に、大臣からまたコメントをいただきたいと思ふます。

鉄建機構からの一兆二千億、これも右往左往しまして、二兆五千億の一部だと言われた時期もありましたけれども、復旧の財源ということなれば、自民党のいろいろな先生方もいらつしやいましたけれども、それはいたし方ないということ、一応意見はまとまつたわけなんです。

しかし、そのスキームの同じ土俵で、やはり、在来線並行路線の整備、それから三島と貨物会社、負債で、民営化、株を一株も売れないという状況にまだ呻吟している旧国鉄の会社の支援、そして整備新幹線の建設ということ、そういうスキームがそこにあつて、一兆二千億は国庫に納付するということになつております。その基金に収入は今後もあるということでございますので、ここについては、このスキームについてぜひコメントを、この場で、この復旧予算の成立する日にいただかないと困るわけなんです。

そこで、ちよつと先ほど申し忘れましたが、あと二分あるので。もう何年も前から国交委員会では御紹介してあるんですけれども、ムダどり学会というのがありまして、いろいろな学会がありますけれども、ムダどり学会というのがあるんですよ。これは、複雑系の数学者が会長で、副会長が、東芝や日立

や、すべての工場の生産ラインの無駄を取り切つた実践者なんですね。

そういう人がコラボレーションして、どうやったら無駄取りができるかという学会をつくつて、結論が出たんですよ。無駄取りの極意、ただ一つ、すべての人間を使い切ることなんです。すべての人間を使い切ることなんです。すべてが極意切つたら、やつと無駄が取れるんだ、これが極意なんです。おもしろいでしょう。おもしろいと言つたら失礼ですけども、こんな人情的な結論はないかと本心に思いました。だって、複雑系の数学者の結論ですからね。

二・六・二の話もありますし、とにかくすべての人間を使い切ることが無駄を省くことだということにつながるということは、今回も、最初の集中投資、港町を三つか四つに集中する、それはしようがないでしょう。しかし、すべての人間が生きるようにということ、すべての中山間地帯、小さくてもすべての港町が生きるようにというのは、これは当然復興のコンセプトでなければならぬ、これは日本の、今後、領土の経営方針にしなければならぬというふうに心から信じております。

そんなことも参考にしていただいて、それは並行路線とかありましたから御紹介申し上げたんですけれども、一兆二千億円を納付するその法案を審議するに当たつて、今後の鉄道のポリシー、そして今後の国土経営のポリシー、ぜひ財務大臣から御紹介いただければというふうに思ひます。

○野田国務大臣 今の福井委員からのムダどり学会のお話、大変興味深くお聞かせいただきました。

かつて松下幸之助さんが、鳴かぬならそれもまたよしホトトギスと言つたことがあつて、鳴かないホトトギスがいていいという考えで、適材適所ですべての社員を使い切ることとやられました。私はそれと共通するものがあるなというふうに思ひました。大変いい御指摘をいただいたと思ひます。

その上で、今回、鉄建機構から一兆二千億円、国庫納付していただくということ、これは、昨年の予算編成の段階で当時の馬淵国交大臣と協議をして決めさせていただきましたけれども、それにあわせて、関連施策の重要性にかんがみまして、JR三島、貨物会社の経営自立支援のための施策五千九百九十億円、それから整備新幹線の着実な推進及び並行在来線の経営支援のための施策二千五百億円、計八千四百九十億円規模の鉄道関連施策を講ずることといたしました。加えて、平成二十三年度予算において、一般会計において、整備新幹線整備事業費補助七百六億円を初め、国土交通省鉄道局関係予算として一千億円を上回る予算を計上させていただきました。

鉄道政策の優先順位等は、これは当然国交省がお決める話でございますけれども、こういう重要性をかんがみながら、協議をしながら、きつちりと対応していきたいというふうに思ひます。

○福井委員 時間が参りました。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、後藤田正純君。

○後藤田委員 まず、大臣に、質問に入る前に二つほど伺ひたいんですが、一つは、このたびの三党合意、これは政党間での合意でございますが、政府は直接的に、政府・与党ということですから、関係は非常にあるという考えもあるし、党のことですからという御答弁をされるかもしれません。

このたびの法案を通す前提となつた三党合意について、政府内の財務大臣としての御感想を伺ひたいと思ひます。

○野田国務大臣 昨日合意をされた三党の政策責任者による合意というのは、今般御審議いただいている平成二十三年度の第一次補正予算、そしてこの関連法案、その扱いに大変大きな影響があるものでございますので、それを踏まえての御対応だと思つております。政府としても、当然のことながら、この三党の合意は重たいものだとしてかり受けとめて対応していきたいというふうに考

えております。

○後藤田委員 もう一つは、これは政治的な話になりますが、今回の震災対応についての菅政権に對して、民主党の内部からいろいろな声が出ております。一つには、さきの民主党の御出身である西岡参議院議長の御発言、または昨日の渡部恒三議員の事実上の退陣要求ですね、これは。我が党の谷垣総裁に頭を下げて、総理になってくれと言ふべきだったと。つまりは、我々も、自社政權のときの社会党の村山さんを総理にした、それぐらの覚悟を持って、いい意味での旧自民党田中派的な、何か心のある政治家の発言を、私は非常に感銘を受けたわけでございます。

加えまして、きのうは内閣参手の方が涙の記者会見、いわゆる原発対応について場当たり的だということでも、もう本当に政權与党内がメルトダウンしてきたという気がしております。

そういった状況の中で、財務大臣はどのような受けとめ方をされているか、お伺いしたいと思ひます。

○野田国務大臣 私は、菅内閣の一員でございます。菅総理をしつかり支えていくというのが私の役割だと思ひます。

いろいろ大所高所から、きのう、渡部先生も御意見もされました。私も感銘を持って聞いておりましたけれども、今大事なことは、この大震災の復旧復興という、本当に時間との勝負、そしてその都度正しい政治決断をしていかなければならないときでございます。表現が妥当かどうかかわかりませんが、今まさに大事な手術をしているときに、その執刀するドクターをそう簡単にかえる話というのは、私はあり得ないだろうと思ひます。私は、そのドクターの汗をふいたり、メスを渡したりしながら、しつかり支えていくことが役割だと思ひます。

今、参手の話等々含めてありました。反省しなければならぬ点はいろいろあると思ひます。そういうことは真摯に受けとめながら、まさに国家国民のために頑張っていく菅内閣にしなければい

けないと考えています。

○後藤田委員 当然、内閣の一員は政權を支えるという立場ですけれども、支えるというのは、ただ単に従属する、隷属するということではなく、私は逆命利君という言葉が好きなんですけれども、従命利君、命に従つて君に利するのではなくて、命に逆らいて君に利する、それぐらの思いがないと本當の意味で支えていることにならない。

今、いろいろ問題はあるというような御発言も、反省すべき点はあるということをお話しになりました。具体的に何が問題なんですか、何を反省すべきだと思つていらっしゃるんですか、大臣。

○野田国務大臣 総じて、先ほど来委員が御指摘のような御批判を受けたら、あるいはアドバイスを受けたらするという局面局面があるということ、これはやはり反省する余地があるだろうと思ひます。

さっきの参手の問題も、それは、原子力政策についてはいろいろな意見があると思うんです。自分の意見が取り入れられなかったからやめられたというお話でございますが、それはそれで、菅総理なりにいろいろな御意見を聞きながら政治判断しているはずでございますが、それがそういう形で外に出る、あるいはやめるといふ現象になるということは、これはやはり方としてはやはり反省点があつたんだろうと思ひます。

○後藤田委員 次に、このたびの震災はいわゆる想定外だという発言が、当初、目についたわけでございますが、しかし、過去のいろいろな事例をかんがみると想定内だったと。

やはり、過去にそういう大きな震災があつて、その対応ができていなかったというふうには思ひます。これは想定外だったんですか、想定内だったんですか。これは想定外だったんですか、想定内だったんですか。このたびの震災対応。もちろん、それは津波の被害、地震の被害もそうですが、原発の対応も含めて、想定外だったか内だつ

たのかというの、大臣はどのようにお受けとめいただいていますか。

○野田国務大臣 きちつと想定をしていれば、このような、例えば原発の事故等が起こっているはずはないんですね。想定をしていれば、その対応をしているはずなんです。その意味では、想定より規模の大きい津波が来て、それに対応できなかったということは、これは客観的な事実だと思ひます。

ただし、想定外を理由として、あれができない、これもできないという言いわけをすることは、これからはもう許されないうというふうな思ひます。私も、こうやって答弁に立つと想定外の質問もよくいただきますけれども、それはそれで対応しなければならぬわけですから。

設計等々を含めて、想定外だったことは間違いないと思ひます。でも、それを言いわけに対応がおくれるということは、あつてはならないというふに思ひます。

○後藤田委員 そこで、やはり、我が財務金融委員会では、いつもここで申し上げていますが、我々の使命というのは、金融機能の安定、そしてまた安心というのを国内外に発信するということだと思ひます。そういう中で、金融市場もそうでございますが、その一角を占める国債市場についてでございますが、この場でも何度も大臣と、先般も、財政運営戦略については変更しないという強い財政健全化に向けた発信をしていたいたと私は思つております。

やはり、これからの震災復興への歳出、これから一次、二次補正、そしてまた税収減、そして少子高齢化と、どんどんお金が要るようになってまいります。そんな中で、やはり、国債の暴落の危機、何もやらなければそういうことが起こるというところが現に言われております。もし、何もやらなくとも国債が暴落したときに、これは想定外だったということはもう言えないと思ひます。この国債の暴落の危機というの、大臣、これはもう今現時点で想定内ということではよろしいで

すか。

○野田国務大臣 間違ひなく、日本の債務残高が対GDPで主要国の中では最悪の水準であるということは、これはもうマーケットが目をつけている一つの材料だと思ひます。加えて、その債務残高といふゆる国内貯蓄との差が縮まってきているという状況の中で、これ以上野方図に国債を発行するということは、余りそういうリスクの話を殊さら強調したくはありませんけれども、何らかの引き金を引きかねないと思ひます。

ということは、震災という、こういう状況でありますけれども、これへの対応もしつかりながら中期的な財政健全化の道筋を日本はたどるんだというメッセージと行動を常に発信していかなくてはならないということを、自分の心に戒めて対応していきたいというふうに思ひます。

○後藤田委員 もちろん、自分の心も大事なんです、大臣は、財務大臣という立場で、そして政府の中でそれを発信する役割だと思ひます。もう一度聞きますけれども、財政破綻、国債暴落というのは、このまま何もしなければ想定内というふうな思ひますか。

○野田国務大臣 そういふリスクが発生しないように、全力で、財政健全化の運営戦略に基づいた対応と、そして適切な国債管理政策をしつかりやつていくということでございます。

○後藤田委員 そういふことだと思ひます。想定内だなんて言つたら、また記者さんが、あしたの紙面に躍つたら大変だと思ひます。ただ、問題意識は共有していると思ひます。

そういう中で、連立与党を組んでいる亀井代表なんか、増税はだめだ。御党の中にもそういう声も大きくあるというの伺つておりますけれども、亀井さんなんか言う、いわゆる無利子国債を発行すればいいんだ、そうすれば増税などというのはいらないんだ、そしてまた、埋蔵金もまだまだいっぱいあるというふうな話をよく発言されておりますが、これについて、連立を組む国民新党の代表である亀井先生の意見について、

大臣はどうか考えてございますか。

○野田国務大臣 無利子非課税国債、これは相続税を免除するというお話だと思っておりますけれども、そうすると、無利子ゆえに失われる利子収入よりも、軽減をされる相続税の方が大きいという方がこの対象になると思います。その分、相続税が減るわけでありまして、税額が減るわけですから、国の財政収支にとつては悪化をする、マイナスになるというふうに思います。

加えて、こういう特別な国債をつくることが必要なかどうかは、現時点、少なくとも震災発災後、さまざまな国債を発行してまいりましたけれども、これは円滑に、順調に消化されているということでございます。

そういうことも含めて、私は、慎重な検討というか、では、何かどこかで成功した事例があるのかわかりません。いろいろ調べましたけれども、主要国の中で、このいわゆる無利子国債にトライしたのは、フランス、一九五〇年代にビネー国債というのをつくっています。戦費調達のためです。これは評判が悪くてすぐやめています。

ということも含めて、私は、慎重な検討が必要だと思っております。

○後藤田委員 無利子国債というのはそういうことなんだと思いますが、では、一次補正も含めて、これから、今年度予算も相当税収減で穴があくと思うんですね、今回の年金の問題のみならず。こうした場合における国債の発行というのは、今年度中、あり得ると考えてよろしいですか、一般的な国債の発行について。

○野田国務大臣 当然、復興のための青写真が出てきて、それに対する対策の規模がどうなるか、それを実現するための財源はどうか、そういうプロセスをたどっていかねばならないと思いますが、当然のことながら、阪神・淡路大震災のときの第一次の復旧の予算、今回私どもが今提案しているものが四倍です、ということも考えれば、相当な財政需要が復興についても伴うだろうと思っております。

では、その財源調達をどうするかということ、今の国債発行というののも一つのアイデアだと思いますが、歳入歳入も含めて、あらゆる努力をしてつくり出していかなければなりません。仮に国債発行とするならば、では、どういう国債の発行の仕方にするのか、別に償還のルールを決めるか、そういうきめ細やかな議論をしていかなければいけないだろうと思っております。

○後藤田委員 今、歳入歳出という話がございますが、我々も、今回の財源確保法、そして、その中核を占める約二・五兆の年金財源を、いわゆる、言葉は悪いですが、盗み金が盗まれて、欠損が起きているわけですね、現に年金の方。それを法律で、税制抜本改革で穴埋めをしますということでございますが、当初は、皆様方、基礎年金の二分の一に引き上げる財源をしっかりと示した上で、厚労省の方で二分の一、そしてこちらの方でしっかりと財源を確保して出していたわけですね。なぜ今回は、二分の一の財源を明確に確保せずに、二分の一に引き上げるということを決めたのか。そこはどうして前の段階と今回の段階で違ってきているのかなと。

やはり財源の裏づけがないと年金の不安もあらわれますし、そもそも政府というのは、予算編成権を持つということ、裏腹に、財源の責任も持つということでございますから、そういう中で、今大臣おっしゃったように、もっと歳入歳出改革で、今回の年金の二分の一に向けた二兆五千億、この埋蔵金を復興に、第一次補正に回すのであれば、そのあいた部分を歳入歳出で補うことはできなかつたんですか。これをまた六月、超党派の協議にとゆだねておられますけれども、この一カ月半の間にそういったものを探す御努力はされましたか。

○野田国務大臣 冒頭、今回、年金の二分の一を実現するためには臨時財源を充てました、そういう形で御提起をさせていただいて、予算編成をさせていただきました。平成二十一年も平成二十二年も臨時財源で対応しました。それは臨時の法制

上、財政上の措置がとれるというぎりぎりのところでやっていますけれども、ただ、実際に平成二十三年度の予算編成をして、もうこれは限界だ、ということには感じながらつくつたんです。

その上で、震災という、こういう状況を迎えて、その財源確保を最優先にしなければならぬ、そういう判断の中で、臨時財源の二兆五千億を年金ではなくて震災の方に使わせていただくということ、これも厚生労働大臣やあるいは国家戦略大臣と協議をして、最終的に政府内で合意をいづれにしても、税制の抜本改革でしっかりと安定財源を確保するということが、これはむしろ年金法の趣旨に沿っていくことになるだろうというふうに思います。

○後藤田委員 このたび二・五兆をそういうことで緊急的にやった。今現在では金が見当たらない、しかし、六月になるんだか知りませんが、税制の抜本改革では金が出てくる、そういうことでよろしいんですか。今現在、探したけれども、ないけれども、税制抜本をやれば金は出てくる、そういうことでよろしいですか。

○野田国務大臣 御指摘のとおり、六月までに社会保障と税の一体改革の成果を得ることになっていきます。その成果の中で、税制抜本改革、これは年金の部分についてもどうするかという具体的な方針が出てきますので、それを踏まえた対応をしていくということでありまして、むしろ、附則百四条も、これは二十三年度内に税制の抜本改革を行うということでございますから、これは、法治国家としては、その法律に沿いながら対応していくという趣旨にも整合的ではないかというふうに思っています。

○後藤田委員 年金にしても、これは恒久政策だと思ふんですけれども、そもそもやはり皆さん、財務省も財務大臣も、国際約束までして、閣議決定までして、恒久政策には恒久財源をということをやられていました、それも今まだかなってない。

では、お伺いしたいんですけれども、子ども手当というのは、政府としてはこれは恒久政策と考えてよろしいんですか。今後の議論にも大変大きな波紋を呼ぶと思いますが、大臣の御見解をお伺いしたい。子ども手当は恒久政策ということではよろしいですか。

○野田国務大臣 恒久政策とは何ぞやという、ちょっとどういった判断をしたいのかわかりませんけれども。

私の立場からすると、子ども手当の例えば平成二十二年度分の対応、そして平成二十三年年度分の対応、いわゆる歳入の見直しとか税制の見直しによって、恒久財源によって対応しましたという意味では、恒久的に考えていたということでありまして。特に時限を切ったという措置ではありませんでしたので、恒久財源を充てるということは、恒久的に続くということ、これを前提としてつくった政策だったというふうに思います。

とはいいながらも、今般の第一次補正予算の中でも上乗せ部分の見直しをしたりしました。そして、きのうの三党合意の中で、さらに見直しの議論を進めていくことになっていきます。という意味では、震災に対応するためには政策の優先順位をどうするかという議論をこれからしていく、そういう意味では、恒久的永遠ということではないということになったんだろうとは思っています。

○後藤田委員 では、震災がなかった場合でも、なかつた前提で改めてお伺いしたいんですけれども、子ども手当は、民主党、政府・与党としては、恒久的な、恒久政策とは何ぞやとおっしゃったけれども、読んで字のごとくです、恒久的に永遠と続く政策ですよ、社会保障、年金とか医療のように。恒久政策として、今なお考えていらっしゃるんですか。

○野田国務大臣 期限を設けてつくりやすい政策ならば、基本的にはですよ。(後藤田委員「ならばじゃなくて、どうなんだと言っているんです」と呼ぶ「いやいや、恒久的と考えるべきだ」というんです。

ただ、どんな政策ももろの情勢によつて変更はあり得るわけで、今、子ども手当はそういう局面なんだろうと思います。

○後藤田委員 それは局面によつて減額したりするんですけど、今現在で、もし震災が、ある程度の税の負担とか歳入歳出一体改革で担保できたとした場合、まあ、これからするでしょう、しなきゃいけないでしょう。そうしたときに、子ども手当は皆さんは別と考えるべきだと思ふんですね、あれが御本尊様であるのであれば。

ですから、その関係でいうと、六月に税と社会保障の成案を得るといふんですけれども、では、この税と社会保障の一体改革には震災対応は入っているんですか。子ども手当も入っているんですか。いかがですか。

○野田国務大臣 社会保障と税の一体改革は、直接震災対応ではありません。これは別個の考えで進めるものであります。

○後藤田委員 子ども手当は社会保障の中に入っていますか。

○野田国務大臣 幅広い意味で、少子化対策、子育て支援というのは社会保障だとは思いますが、ただ、今回の税と社会保障の議論の中で、それが、ストレートにどういう形で議論してまとめるか、これはまだ議論の途中なのでわかりませんが、広い意味では、もちろん当然、社会保障だと思います。

○後藤田委員 ということは、さつき震災を理由におっしゃったけれども、社会保障としてとらえるならば、皆さんがあれだけマニフェストで訴えたわけですから、現時点でも恒久的な政策としてやるということに違いありませんよね。そういうことでよろしいですか。

○野田国務大臣 きこのうの三党合意の中では、マニフェストの中のいろいろなことを見直ししていくことは引き続きやっていくということが合意されていると思いますから、その観点は押さえておかなければいけないと思います。

○後藤田委員 その言葉が聞きたかったんです

よ。つまり、三党合意の見直しに子ども手当も入るといふ今の大臣の御発言というのは非常に重いな、もちろん党内もまとまっているんだろうなというふうに思ひますので、そのことを改めて大臣も、三党合意の中の子ども手当の見直しというものをしっかりとやっていただきたいなと。

もう最後、時間ありませんので申し上げますが、今回の基礎年金の二分の一の正当性の根拠。これはやはり、我々自公政権時代に、百年安心という中で二分の一にすべきであると。これは年金に不安を与えないようにということをやっております。

これを今の民主党政権も引き継いでくださっておるわけでございますが、今の民主党政権に与つての基礎年金を二分の一に引き上げるという政策根拠は何でしょうか。我々とは違はずなんです。マニフェストでは皆様方は、最低保障年金というのをうたわれていたんです。その中で、ありがたいことに、我々の基礎年金二分の一を守りいただいて、頑張つて財源を確保してくださっているという、これは頭が下がる思いでございます。

では、その二分の一に皆さんが引き上げる政策根拠というのは、マニフェストとの整合性も含めてどうお考えか、最後にお伺いします。

○野田国務大臣 基礎年金の国庫負担二分の一というのは、これは年金法の法律上に明記をされていることでございますので、法治国家でありますから、その法律を守るために努力をするということとは当然だろうと思ひます。

我々がかつてマニフェストに掲げた、いろいろな年金の考え方がございます。この民主党案をベースにしながらも、いろいろな、例えばメディアの皆さんであるとか学識経験者の声も聞きながら、税と社会保障の一体改革の中で年金のあり方の議論を今している最中だというふうに理解をしています。

○後藤田委員 今大臣おっしゃった、法治国家であつて、でも、これは我が党が出しているんじゃないんです。今度また皆様方が法律を出すんですよ、国民年金法の改正。もう皆さんに球は移っているんですよ。その法律を出すということ、出すのは、今度ばもう民主党政権なんですよ。でも、出さなくてもいいんですよ、皆さんのマニフェストが正しければ。なぜ出すんですか。

○野田国務大臣 基本的には、国庫の負担を上げていくということについて、そんなに相違は皆さんなかつたはずでありますから、従来の法律はそれでし、今回出すものもその線に沿っている話であります。

抜本的な改革を社会保障制度でどうするかという議論は、今やっている最中です。これはプロセスにありますので、そこでどういう議論が出てくるかによつてまた対応が違ふかもしれないんですが、現時点では従来の法体系のもとに整合的に合わせているということでございます。

○後藤田委員 どうもありがとうございます。

○石田委員長 次に、竹下亘君。

○竹下委員 自民党の竹下亘でございます。

財源確保法に関して質問をさせていただきます。まず最初に、本来ですと特例公債法、皆さん方が通してくれ、通してくれと、これが通つていたら今度の法律は前提が成り立たない、極めて異常な状況の中でこの新たな法律というのが、財源確保法というのが出てきておる。

私も与党経験が長かったので、愚痴を言うわけではございませんが、普通そうした予算の本則にかかわるようなこと、あるいは財源の本則にかかわるようなことが起きた場合、必ず要求をされたのは、最初から本則を出し直せと、歳入も歳出も。

それぐらい重要な、あるいはそれぐらい異常な状況の中で法律だという認識は、大臣はおありになりますでしょうか。

○野田国務大臣 委員の御指摘のとおりであつて、本来ならば、平成二十三年予算とそれを裏づける、しかもその歳出総額の約四割を占める特

例公債法案が一体として成立をしているならば、予算の執行等々、もう少し円滑にできるだろうとは思ひます。

今回の平成二十三年度の予算に、そもそも自衛隊や海保の活動費であるとかあるいは地方交付税、これは災害対策で随分使われると思ひますが、そういう災害対策、震災対策で使われるものもありますので、それを裏づける特例公債法が、早期に御理解をいただいて成立をさせていただくことは依然として大事な課題だといふふうに思ひます。そういう状況の中で今回の補正予算としてこの財源確保法、そういう運びとなりました。

という中で判断でございますので、ぜひ御理解を得ていきたいといふふうに思ひます。

○竹下委員 しかも、もう一つは、きのうの三党合意では、「年金臨時財源については、平成二十三年度第二次補正予算の編成の際にその見直しも含め検討を行う。」ということが書かれております。

これはどういうことかといふと、国債で何年かかつて、まあ一年で返済することも可能でしょうが、二兆五千億、年金に穴があく分を埋めていこうという思いがにじみ出ているということはあると思ひます。善意に解釈すればそうでありますが、しかし、それはもう一つ裏がありまして、一体改革というのは、将来の増税で社会保障の財源をしっかりとつくり上げていこうという合意がある。

ただ、菅内閣でできませんよ。こんな信用を失つた内閣でできるわけがありません。なおかつ、総理には、そういうものに取り組もうという覚悟も準備もない。だから今の支持率であり、だから我々が、震災に限つてあらゆる協力をきょうもしておりますが、皆さんと一緒に仕事をすることとは日本を誤るという思いに至つた背景があるといふことをぜひ御理解した上で、増税というのは、口で言うのは簡単ですが、物すごい覚悟と物すごい準備が必要なんだ、それがないんだといふ

自覚をぜひ持つていただきたい。

そういう前提で物事を考えますと、いわば、二兆五千億、あるいは二年、三年という状況になりますと、これが五兆円であり七兆五千億に、返す財源が膨らむわけですが、できるかどうかかわからない増税を先食いしていると、残念ながら言わざるを得ない状況でございます。非常に残念です。

私も、かつて財務省にさまざまな御縁を持たせていただいた人間の一人として、これは財務大臣に体を張ってもらわなきゃいかぬ、あるいは財務省全体を挙げて、少なくとも、できるかどうかかわからない増税の先食いなんという恥ずかしいことだけはやらないような覚悟を持つてやっていただきたいと痛切に感じております。

財務大臣の所見をお伺いいたします。

○野田国務大臣 国民が一番将来不安を覚えている最大の要因は、社会保障に対する、将来どうなるか、持続可能かどうかだと思います。その持続可能性を裏づけるのはやはり財政だと思っています。それを一体として改革していこうという問題設定をしたのは菅総理御自身でございますので、覚悟がないという御指摘をいただきましたけれども、総理御自身が相当な覚悟を持つてこのテーマの設定をし、そして、六月までに成案を得たいというお気持ちを持つていことはぜひ御理解をいただきたいというふうに思いますし、私も、財務大臣として、社会保障を裏づける財政をどうするかということは極めて重要な問題でありますし、今、できないかもしれないという御指摘がございましたが、でも、どの内閣でやってもこのテーマは先送りできないテーマだと私は思います。私自身は、覚悟を持つてこの対応をしていきたいというふうに思います。

○竹下委員 菅さんは覚悟を持つて言い出したとおっしゃいますが、私にはどうしてもそう思えないんです。

例えば、この前の参議院のときに消費税の問題を突然持ち出して、突然うやむやにして、あれこ

そまさに、覚悟も準備もなく口から出任せを言ったということの証左の一つであります。

T P Pの問題もまさにしかりであります。これも覚悟と周到な準備を持つて、例えば韓国はそれでもやらないと決めたわけですが、その覚悟も準備もなしに、思いついたこと、あるいはだれから聞いて耳ざわりのよさそうなことをぼんと言、これが国民の信頼を失う最大の原因なんです。

総理大臣が口にしたことはしっかりとやっていく、少なくともその覚悟を持つて、それでもできるかどうかはわからないんです。しかし、その覚悟を持つてやっていくことが国の責任を持つ者、一番基本的な姿勢である。それが菅総理に見えないから、我々も怒っていますし、国民も菅さんと一緒に嫌だということをお言ひし始めておる。民主党の中でも最近大分公言が出てくるようになりまして、実際食事をしたり、酒を飲んだりしていますと、ほとんどの人が私とそう変わらない認識を持つています。これは、国難とも言えるこの事態にこういう総理大臣を持つておること自体が日本国にとって最大の不幸である。最小不幸じゃない、最大の不幸である、私はこのように痛感をいたしておるところでございます。

きのうは政調会長レベルでの三党合意というものが出来てまいりました。子供に対する手当の制度的なあり方、高速道路料金割引制度を初めとするいわゆる四Kの見直し、あるいは法人税減税等を含む税制改正、早急に検討を進めると、今になって出てくる。

いわば、一つは、統一地方選挙がたにたになってきた、国政レベルの選挙では愛知六区で候補者も出せないという状況、そういうことで判断したというのならまだわかるんです、政局的な判断である。しかし、先ほど後藤田委員と大臣の子ども手当のやりとりを聞いておられますと、恒久的な色彩の強い社会福祉、広い意味での社会福祉に含まれるという発言があったかと思えば、いや、あらゆる政策は未来永劫に続くものではない

という発言もある。

民主党にとって一丁目一番地ではなかったんですか。なかったならなかったと言つてほしいし、一丁目一番地であるならば、それこそ覚悟なんです。国民の非難を浴びて、あらゆる政策、半分以上賛成してくれる政策なんかないんです。大きな政策変更をすれば、必ずけがをする人、血が出る人、苦勞をする人が出る。だから、政策を実行するには覚悟が要るんです。

その覚悟の部分をもう一度、財務大臣にお伺いしたいと思ひます。

○野田国務大臣 物事をなし遂げるために、そのためには覚悟と段取りが必要であるということ、委員のおっしゃるとおりだと思います。特に重たい政策課題に挑むときは、なおさらその覚悟と段取りの必要性というのは大きく増してくると思います。それを踏まえてきちつと対応しなければいけないと思いますが、今の最優先の課題は、この大震災からの復旧復興が最優先であつて、そのための財源をしっかりとつくるということが、覚悟と段取りの中でも最重要の事項になったんだと私は思つております。

子ども手当についての言及がございました。これは、さつきも申し上げたとおり、恒久的の定義というのは難しいんですが、私どもにとつては、一丁目一番地というのは、それぞれの議員によつて、例えば暫定税率が一丁目一番地だと思つている方もいらつしやいますし、高速道路もあるかもしれないけれども、それぞれが大事だと思つてきた政策テーマについても、さつき申し上げたとおり、最優先は今、復旧復興です。そのために、何がどこまで例えば削つていけるのか等々の議論をしていこうというのが、今回の三党合意ではないかと思ひます。

○竹下委員 ちよつと納得できないという部分がある、震災を言いわけにしてというよりも、国民がノーと言つていふという実感、国民の大多数が、腰の据わつた政策ではないと。あるいは、子供や孫に借金を残す、もらうのは今の世代なんです、

親なんです。もらうのは私たちで、その借金を返すだけが子供たち、孫たちの仕事である、それはおかしいねということを国民が言い出している中で、それがまさに、それ一つではないんですが、統一地方選挙の結果につながつており、愛知六区で候補者も出せなかったという事態につながつておる。

政策の選択、震災ということ以前の判断というのが当然あつていいもの、私はこう考えますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○野田国務大臣 あくまで、統一選挙の結果、これはこれできちつとした総括が必要だと思ひます。だけれども、そのことがあつて既存の政策を見直すという話では、これはございません。

さつき申し上げたとおり、震災の後、対応していく、しかも、この国会がねじれているときに、速やかな合意形成をしながら財源をつくつて、一日も早い復旧復興に向けて被災地に支援をするためには、各党の御理解を得ながら進めなければいけないという、この思いが一番のベースであつて、選挙結果云々というようなお話ではないというところは、ぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○竹下委員 そこが多少、私と思ひが違ふところでありまして、それは確かに、震災が起きて、それをどう復興していくかというのはまさに最優先課題である、そこは共通の認識であります。しかし、そのことと、民主党の皆さん方が、あるいは菅政権が打ち出しておる政策に対して、国民がどういう目で見えておるか、国民がどう受けとめておるかということも含めて、受けとめてもらわなければならぬ。

震災の結果、優先順位が震災復興よりは劣る子ども手当等々四Kは見直すというの、いい意味で言いわけかもしれない、いい言いわけとして使えるかもしれないという思いはありますが、私どもは、さまざまな選挙結果を見ても、皆さん方がよくこれまで使つてこられました、直近の世論はこうだということを何回も我々は政権を担当しているときに皆さん方に言われました。まさ

に直近の世論をしつかりと受けとめて判断をして
いただきた、すべて震災復興に逃げ込むという
姿勢だけはやめていただきた、このように思っ
ます。

きょうは、後が詰まっておりますので、質問は
この程度にさせていただきますが、もつともつ
と、本当に覚悟を決めて、周到な準備をして、さ
まざまなことに取り組んでいただくよう心から希
望をいたしまして、質問を終わらせていただきま
す。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、竹内議員。

○竹内委員 公明党の竹内議員でございます。

野田大臣以下政府の皆さん、昼食もとらずに御
苦勞さまでございます。大変でございますが、と
もどもに、しっかりと議論をしてまいりたい
というふうに思いますので、どうぞよろしく願
います。

そこで最初に、きょうは日銀総裁に来ていた
いておりますので、日銀総裁に質問を何点かさせ
ていただきたいと存じます。

東日本大震災の後、企業の生産活動や消費が急
速に落ち込んでおります。具体的には、鉱工業生
産指数速報も前月比一・五・三％低下、それから家
計調査による消費支出も実質で前年同月比八・五
％減少した。これらは、リーマン・ショックやオ
イルショックを超える、過去最大の下げ幅である
というふうに言われております。

完全失業率の方は、表面上余り変わっていない
ように見えますが、実は、これには被災地の岩
手、宮城、福島、三県の数字が入っております
で、除いて集計しておりますから、実態は相
当厳しいのではないかとこのように思っております。
これら三県の離職票とか休業票、合計は既に
約七万人を超えておまして、四月はさらに悪く
なるのではないかと、こういうふうに言われており
ます。

御存じのように、震災で部品供給がとまって、
生産が停滞し、輸出も急落している。外需は日本

経済の生命線でありまされども、三月の貿易収
支の黒字額は約八割ほど減少している。今後、夏
場の電力不足も生産活動を抑制するだろう。こう
いう状況を踏まえて、日銀も直近の展望レポ
ートで、今年度のGDPの成長率見通しを一月時点の
前年度比プラス一・六％から〇・六％に下げてお
られるわけでありまされども、

まず、日本銀行としての現況、景気認識につ
いて伺いたいのと、今後の見通しについてあわ
せて御見解を賜りたいと思ひます。

○白川参考人 お答えいたします。

我が国の景気につきましては、ただいま議員御
指摘のとおり、震災後、生産面を中心に下押し圧
力が強い、そういう状況になっております。資本
設備の毀損、サプライチェーンにおける障害、電
力不足の問題などから生産活動が大きく低下し
ておりまして、輸出や国内向け出荷、販売に大きな
影響を及ぼしております。

需要面からも、企業や家計のマインドの悪化を
通じまして、設備投資や個人消費を下押ししてい
るというふうに見られます。

議員御指摘のこの三月の生産指数、これは前月
比一・五％、単月では過去最大の落ち込みを示し
ました。落ち込みの大きさという意味では、リー
マン・ショックに匹敵する、あるいは単月にしま
す今の方が大きいわけでございますけれども、
ただ、リーマン・ショックの場合との大きな違い
は、あのときは突然金融が収縮し、需要自体がい
わば蒸発したわけでございます。今回、需要自
体が蒸発したわけではなくて、世界経済の成長率
は今非常に高い成長率でございます。

したがって、この供給制約が解消していけ
ば、あるいは和らいでいけば、そうした潜在的な
需要が取り込めるという状況でございます。した
がいまして、現下の日本経済にとつての最大の課
題は、この供給制約をいかに早く解消していくか
ということでございます。あるいは、その点がこ
の先の景気の見通しにかかってまいります。

それで、生産でございますけれども、今議員が

御指摘になった生産指数の、四月、五月の予測指
数が同時に発表されております。こちらの方はマ
イナスではなくてプラスということでございます
て、企業の方も今必死になってサプライチェーン
の修復に取り組んでおります。

それから、電力につきましては、秋口までは供
給不足という状況は解消はいたしませんけれど
も、しかし、いずれにせよ、この供給制約が和ら
いでいくにつれて、景気は本来の潜在需要に向け
て回復をしていくというのが基本的な予想でござ
います。

ただ、これは非常に不確実性が強いということ
で、日本銀行としては、展望レポートにおきまし
て、景気の下振れリスクの方を意識しながら景気
を見、あるいは政策運営を行っていくという方針
を明らかにしております。

○竹内委員 供給制約があるということでありま
す。その上で不確実性も強い、こういう御答弁で
あります。

日銀の展望レポートでも一％も成長率を下げて
おられるということは、当面は相当厳しいという
ことには変わりがないと思うんですね。です
から、ここからの経済運営を間違えたとんでもな
いことになる可能性もある。そういうことで、非
常に重要なところに差ししかかっていると思ひま
す。

間もなく第一次補正予算が成立すると思われる
わけでありまされども、私の考えですが、日銀
としても一段の金融緩和が必要なのではないかと
いうふうに思っております。ゼロ金利政策の継続
は当然として、さらに国債の購入基金、金融資産
買い取り基金、この枠を大きくすべきではないか
というふうに思うわけでございます。

現在、基金全体は四十兆円でありまして、その
うち融資枠が三十兆円、国債枠が五兆円、その他
資産が五兆円、こういうことでございますけれど
も、今後の復興には恐らく復興債というものも不
可欠になってくるんだらうというふうに思ひます
し、そういう金融情勢といひますか金融状況をに

らみながら、そしてまた経済状況を展望しなが
ら、私自身の考えですが、思い切つてあと十兆円
の国債枠の増加を提案したいというふうに思っ
ているわけでありまされども、

日銀の中にも同様の意見があると伺つておりま
すが、総裁の見解を賜りたいと思ひます。

○白川参考人 お答えをいたします。

先行きの経済の状況につきましては、議員と同
様に、日本銀行も大変厳しく見ております。

日本銀行が震災の直後から行つてまいりました
政策措置を、最初に少し御説明させていただきます
と思ひます。

震災発生直後からさまざまな措置を講じてまい
りましたけれども、その際、日本銀行としては、
震災が想像を超える大きな影響をもたらす可能性
まで視野に入れまして、当初からできる限り思い
切つた措置を講じてまいりました。

まず、震災の直後、これは、経済活動の基盤と
なります決済、金融機能の維持に万全を期してま
いりました。それから、資金供給という面でも、
震災発生直後、リーマン危機のときの金額の三倍
近くになります二十一・八兆円という大量の資金
供給を行ひまして、以後も連日大量の資金供給を
行ひました。そうした措置によつて、金融市場の
安定を確保するということが努めました。こうい
う震災のときにはこれが最も大事な条件でござ
います。

それからさらに、震災直後の三月十四日には、
金融緩和を一段と強化いたしまして、リスク性資
産を中心とします買い入れの基金を五兆円増額す
るということを行ひました。こうした措置を講じ
ましたのは、日本銀行が既にその時点におきまし
て先行きの経済の下振れを十分に意識し、早目早
日に対応すべきだというふうに考えたためでござ
います。

特に、リスク資産の買い入れでございますけれ
ども、これは既に効果を発揮しつつありますけれ
ども、しかし、これはまだ買い入れが始まったば
かりでございます。したがって、この資産買

い入れの増額を、これから、現在行った増額に沿って着実に買入れを行っていききたいというふうに思っております。

それから、もう一つ行いましたのは、被災地の金融機関を支援するために、復旧復興に向けた資金需要への初期対応を支援するために、こうした金融機関を対象にしました資金供給オペレーションを決定したところでございます。

いずれにせよ、日本銀行としては、先行き不確実性が高いということは十分に認識しておりますので、震災の影響を初め、先行きの、経済、物価動向を注意深く点検した上で、必要に応じて適切に適切な措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

○竹内委員 必要に応じて適切な措置ということで、わかる人にはわかるような答弁なんですけれども、リスク性資産も大事ですけれども、私は国債市場というのが大事だと思うんですね。

そういう意味では、この間の決定会合では、副総裁が五兆円の基金増枠も提案されたというふうな伺っておりますけれども、今後の状況によっては、さらなる国債の基金の、買い増しということもあり得るということでしょうか。

○白川参考人 日本銀行としては、先行きの景気、物価の情勢を点検して、必要な場合には必要な、適切な措置を講じていきたいというふうに思っております。その時点でどの政策が最も望ましいのかということは、これまたそのときの状況に即して考えていくことでございます。

長期国債につきましては、現在、年間二十一・六兆円の通常の買入れを行っておりますし、別途、国債で五兆円ということで行っております。この買入れの金額は、積極的な国債買入れを行っているとふうに言われておりますFRBをも上回る、GDPとの関係でいいますとFRBを上回る規模で、日本銀行は買入れを行っております。

いずれにしても、こういった措置が望ま

いか、これは真摯に考えていきたいと思っております。

〔委員長退席、大串委員長代理着席〕

○竹内委員 ぜひとも、状況を見ながら、真摯に検討していただきたいというふうに思います。

そこで、被災地向けの資金供給オペレーションであります。私どもも、現地からの詳細な情報によりまして、中小企業、個人事業者、それから、それらに融資を行っている地方銀行、信金、信組、農協などの現実は大変に悲惨なものであるというふうに報告を受けております。そういう意味で、この金融機関も、はつきり申し上げて、債権回収が困難になる額が相当になるとの報告を受けております。

もちろん、金融庁の方でも、金融機能強化法などの改正の準備を進めていただいておりますけれども、日銀としても何らかの長期的な対応が求められているのではないかと思っています。

短期的な資金供給オペレーションはされておることはよく存じております。現実にはそれは知っておるわけでありまして、もう少し工夫して、この〇・一%の資金を、一年ということではなくてもう少し、五年ぐらい供給できるような工夫というものも必要なのではないかというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

〔大串委員長代理退席、委員長着席〕

○白川参考人 お答えいたします。

まず、被災地の金融機関の状況につきまして、現地の仙台の支店長、盛岡の事務所長あるいは福島支店長を通じて詳細な報告を受けております。ただいま議員御指摘のとおり状況であるというところで、大変厳しい状況、しかしその中で頑張っておられるという報告を聞いております。今回、日本銀行の決定いたしました被災地の金融機関を支援する措置でございますけれども、これは、復旧復興に向けた初期の対応をできるだけ早く支援するという措置で行ったものでございます。

まだ現地の状況は、とても復旧復興を本格的に

議論できるような状況ではないということも十分認識しておりますけれども、しかし、その段階でも、もし流動性の面で不安があれば取り組みがなかなか進まない。その意味で、初期の、できるだけ早く対応することが大事だということで行いました。これから復旧復興が本格的に進んできた段階で、その段階で今度はどのような制度が望ましいのかということ、これはこれでまた検討していく必要があるというふうに思っております。

そういう意味では、今回の措置はあくまでも初期の流動性支援ということで、日本銀行の持てる手段を使って何とか貢献をしていきたいという思いでございます。

それから、工夫という点でございますけれども、今、経済全体の金利水準が非常に低くなっております。そういう意味で、私どもの行いました今回の工夫の一つは、実は担保要件の緩和を行いました。

これは新聞では余り取り扱われておりませんが、これも被災地の企業が振り出した手形、あるいは証書貸し付けの債権であるとか、こうしたものについて、通常の日本銀行の担保基準を緩和して、金融機関がそうしたものを担保に持ち込んでくる際に、それが受け入れられやすくなるような基準緩和を行っております。

いずれにせよ、どういう方法で日本銀行が貢献できるか、これはしっかりと考えていきたいと思っております。

○竹内委員 よろしく願います。

それで、あとは技術的な話ですが、この短期的な資金供給オペレーションで、系統の中央機関、すなわち、信金中央金庫とか、全信連さんであるとか、労働金庫さん、農林中金さんなどを經由して資金供給する場合は、必ずしもこれは〇・一%にはならないかと思うんです。ここもちょっと検討の余地はあるのではないかなというふうに思っておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○白川参考人 今回の制度でございますけれども

も、被災地の地域経済に密着した業務展開を行っております系統金融機関は、被災地の復旧復興に向けて大きな役割を担うというふうに考えられますために、日本銀行による超低金利で長目の資金供給の対象にすることが適当と判断いたしました。

先生御質問の点でございますけれども、しかしながら、被災地の系統金融機関、特に信用組合あるいは農協、漁協でございますけれども、こうした機関について、系統中央機関、上部機関との協議を踏まえまして、傘下の金融機関の実情を私どもよりもはるかに十分に把握している先でございます。オペ先としての体制も整っています。こうした各中央機関を通じて資金供給を行うことがより適切ではないかというふうに判断をいたしました。

もちろん、この際、系統中央機関から傘下の金融機関への資金供給については、中央機関がリスクをとることになりますために、金利等の条件設定もその判断にゆだねられることになります。しかし、各中央機関においては、超低金利で長目の資金供給を行うという、この日本銀行のオペの趣旨を十分に踏まえた対応をされるものというふうに理解をしております。私どもは、系統の中央機関とも密接な話し合いを行っております。

○竹内委員 わかりました。

それでは、日銀総裁には退場していただいても結構でございますので、よろしく申し上げます。引き続きまして、質問を続けたいと思います。

野田大臣にお伺いいたします。

先ほどから質問が続いておりますが、今回の大震災のために補正予算を組む。今回の財源確保法のポイントは、やはり、年金財源に予定していた埋蔵金を流用する、こういうところであります。これを当初決められたのは菅総理と玄葉大臣と野田財務大臣と伺っておりますが、そういうことではないのか、それは四月八日ということではないのか、確認をしたいと思うんです。

○野田国務大臣 今回の第一次補正予算、これは、早期復旧のための事業を実現するためにいろ

いと各省から被災状況を踏まえての対策が出てきて、阪神・淡路大震災の四倍ぐらいの規模になりそうだとこの中で、財源の検討もあわせて行わせていただきました。

ちよつと日程は記憶にありませんけれども、総理や、政調会長を兼ねる国家戦略担当大臣等と協議をさせていただきます。

○竹内委員 その場には細川厚労大臣はいらっしゃらなかったんですね。

○野田国務大臣 これは、財源は年金だけではなくて高速道路の割引とかもあります。そのほかいろいろございます。いわゆる予算のフレームの話をしたときでございましたので、それにかかわるさまざまな大臣とそのときに協議をしたということではございません。

○竹内委員 これは年金財源に穴をあけるわけですから、私は当然、細川厚労大臣と事前に調整をされるべき話だということに思います。細川厚労大臣が、直接相談を受けた事実はございませんというふうに四月八日の大臣会見でおっしゃってまして、びつくりしたわけでありまして、我々も、一方、先ほどの質疑の中でも、国土交通大臣とは利便増進事業については事前に調整をされているというふうに向っているんですが、これは事実ですか。

○野田国務大臣 利便増進の議論も、フレームをつくってからお願いをするという形で、三大臣で合意をする形で最終的に決定をしたということなんです。

この年金の臨時財源を震災対応に使うことにについても、同じように、事務的なレベルでの調整を含めて、あるいは私から厚労大臣に御説明したりしながら、最終的には国家戦略担当大臣と厚労大臣と、三大臣で合意をする、プロセスは基本的に同じでございます。

○竹内委員 今回の財源確保法案というのはまさに年金財源がポイントであり、厚労大臣のところが一番のポイントになるわけでありまして、やはり厚労大臣がしっかりとらないとおかしな

ことになるのは当然だというふうに思っているんです。厚労大臣があらちで何回も御不満を述べておられるのが、いろいろなところで出ておるわけでありまして、厚生労働大臣はどうでもよいのかというふうに思われますよね、このままでは。

四月十九日に、そういう意味で、野田大臣が厚労大臣の方へ行かれて、最終的には合意をした、合意文書も拝見をしておりますけれども、そういう経緯があったということを確認させていただき

ました。そこで、今度は厚労省の方に、事務方に確認したいんですが、今回、国民年金法改正法案が出されているわけですね、出される予定になっているのかな。もしも、この年金改正法案が成立しなければ、平成二十三年度は、基礎年金の国庫負担割合は二分の一にはできないということではよろしいでしょうか。

○今別府政府参考人 お答えいたします。

今の条文の構造は、国庫負担の負担割合は二分の一ではなくて三六・五%でございますので、今年度二分の一にするという中身の法案を提案させていただき、先般、木曜日ですか、案中修正という形で修正をいたしました。国庫負担割合を二分の一にする、今年度二分の一にするというところは変わっておりません。

したがって、この法案が成立をしますと三六・五%に戻ってしまふ、こういうことでございます。

○竹内委員 そうすると、ちよつとこれは事実関係の確認ですが、この法案が成立しないと三六・五%に戻るので、年金積立金も取り崩す必要はないという理解でいいんでしょうか。

○今別府政府参考人 年金の給付、これは決まっておりますので、それに必要な財源として保険料と国庫負担、それで足らなければ積立金を取り崩す、こういう構造になります。

したがって、国庫負担が三六・五%しか入ってきませんと必要な給付に充てる財源が不足をいたしますので、積立金を取り崩す、こういう

ことになると思います。

○竹内委員 ということは、いずれにしても年金の積立金は取り崩さないとけないということですよ。

さらに、今回の年金改正法案では、二十三年度の二分の一と三六・五%の差額は、これからの税制抜本改革により財源を確保するということになると思うんですが、こういう理解で正しいか。

すから正々堂々と、大震災の財源が足りません、急ぎます、こういうことで、国民に対して、こういう非常時なんだから、申しわけないが、例えばの話ですが、すべての予算を例外なく、ことしだけ三%カットさせていただきと、そのくらいのことと言う総理の覚悟がやはり必要だと思っております。それこそ政治主導だと思いますし、このままでは非常に官僚主導の印象が強い、こういうふうに思います。

○今別府政府参考人 そのとおりでございます。

○竹内委員 結局、この財源で審議している財源確保法案が成立しますと基礎年金の財源に二・五兆円の穴があく、それはそのまま年金積立金を取り崩すことを意味しておる、こういうことであります。さらに、もしも年金改正法案が成立すれば、今のお話では、二十三年度分から消費税によって穴埋め財源を調達するということを確定することになるわけですね。そういう法律構成になっているわけでありまして、それを確認させていただき

そういう意味で、私どもの考えは、基本的には、二十三年度の年金臨時財源の確保については、将来の税制抜本改革によるのではなくて、この二十三年度予算の歳入面から入る抜本的な見直しによって本年度中に行うべきものであるというのが基本的な考え方でありまして、大臣の見解をいただきたいと思っております。

○野田国務大臣 今回の補正予算編成に当たって、財源づくりについては、既存の歳入の見直しについてもしっかりと行わせていただきました。まだまだではないかという御意見もあるかもしれませんが、この第一の復旧向けの補正予算のみならず、複数回にわたって補正予算を組まなければならないと思います。そのために、その都度財源については歳入面からさらなる見直しをしていきたいと考えております。

○野田国務大臣 この委員会でも何回も答弁をさせていただいておりますけれども、これからの復興の議論は、本格化していくことになると思

います。まず青写真をつくって、そして、それに基づく対策がどれぐらいのものになるか、その財源をどうするかで、よく報道で言われているような、ま

まず青写真をつくって、そして、それに基づく対策がどれぐらいのものになるか、その財源をどうするかで、よく報道で言われているような、ま

○竹内委員 今回の質疑のときも申し上げましたので繰り返しますが、いわゆる四Kとか言われるもの、それから三Kとか、いろいろな言い方がありますが、我々としては、こういうときで

○竹内委員 大臣に確認なんです、三党合意文書、先ほど質問がありましたけれども、あの中でも、年金の臨時財源については二次補正を検討する中で確保するという趣旨の文言があるわけ

す。そういう意味では、二次補正を検討する中で、一たん年金積立金を取り崩すけれども、それは穴埋めする、こういう理解を我々はしておるんですが、財務大臣、いかがですか。

○野田国務大臣 年金の臨時財源についての取り扱いですが、要は、税制の抜本改革によって安定的な財源として確保して入れていくということが、法律上もそういう形になりますが、その議論は、六月までに社会保障と税の一体改革の中で成案を得るという中で、その方針や方向性が出てくると思います。

それを踏まえて、きのうの三党の政策責任者の合意に明記されているように、二次補正予算の編成の際にも、その見直しが入るから入らないか、間に合うかどうかを含めてですが、検討を行うということになると理解をしています。

○竹内委員 ここはしっかりと検討をして、年金財源に穴があかないように、我々としてはしていきたいと思っています。

そこで、今度は歳入面からの質問をさせていただきたいんです。

一つは、時間も迫ってまいりましたので大事な点からいきますと、外為特会からの繰り入れが二千三百八億五千八百九十六万一千円。ほかの繰り入れは何億なんですかね、一兆五百八十八億円とか二千五百億円とか一兆二千億円とか。ところが、この外為特会からの繰り入れは一千円までついている。非常に奇妙な感じがするんですね。この数字の根拠を教えてください。

○野田国務大臣 数字が細かくて奇異という意味でございませうか。(竹内委員「いや、なぜそういう数字を出してきたのか」と呼ぶ)いわゆる外貨建てなので、そういう形になったというふうに理解をしています。

○竹内委員 いや、どうもそれは違うと思うんですよ。後ろの財務省、ちよっとフォローして。

○野田国務大臣 年金の二分の一に持っていくところの、その額の最後の足らざる調整という形で細かい数字になったということでござい

ます。

○竹内委員 そうですよ。二兆五千億円がありまして、そこから一兆二千億円を引く、そして財投特会の一兆五百八十八億円を引く、そうすると大体そのぐらいの数字になってくるということですよ。

そうすると、つまり外為特会というのは、実は、これまでの例からすると、ずっと何十年も私も見てまいりましたけれども、もつとはるかに剰余金を大体生んできているんです。日本の低金利政策ということもありましたけれども。

ことしも決算上の剰余金として幾らぐらいを見込んでいますか。

○野田国務大臣 今回の臨時財源に充てた外為特会の剰余金というのは、進行年度分で見込まれるものを入れているわけで、その先のことは、まだ確定はしていません。

○竹内委員 それはちよっと違いますね。財務省の資料を私は見ているんですよ。

財務省が出している資料では、ことしの見込み額は、大体一兆円出しているんですね。それは正しいでしょう。

そのぐらいのことは知っておいてほしいんですよ。これは大体一兆円見込んでいて、そのうち二千三百億円を使うと。期中ですけれどもね。ですから、残った七千八百億円の財源が出てくるという数字が、ちゃんと財務省の書類に出ておるんですよ。

○野田国務大臣 あくまで予算ベースではそういう形で想定をしながら書いておりますけれども、今後の金利の動向等々、いろいろな状況変化があるので、確定的な数字を申し上げるということとはできないというふうに思います。

○竹内委員 しかし、過去数十年にわたって、これがマイナスになったことはないんですね。一兆円や二兆円、多いときは三兆円近く剰余金が出ております。今後、本年度中に、これは期中でも、こういう剰余金が出てくる可能性はある。ですから、私どもも、この年金財源を考える上で、本年

度中というふうにあえて言っているわけで、六月までとかそんなことを言っているわけじゃなくて、やはりいろいろな財源を検討する余地は十分あるんじゃないかということをお願いしたいわけですが、私が申し上げたいことは、それが一つでござい

ます。ですから、そういうものが出来れば、また本年度の中で、どこで補正予算をつくれるかわかりませんけれども、また第何次になるのかかわらないけれども、そういう財源も十分、年金財源の穴埋めの財源としては考えられるんじゃないかというところを指摘しているわけでありまして。

それから同様に、財投特会につきましても、今回、一兆五百八十八億円使うので、ゼロになる、たんすは空っぽになる、こう財務省の役人の方はよく言われますが、しかし、過去の運用の金利差がありまして、剰余金も、期中の利息として、これは七千四百億円ぐらい想定されているんですよ。後ろの方もうなずかれていますので正しいと思

うんですが、本年度中には、こういうさまざまな財源を掘り出す余地はある、こういうことも指摘しておきたいと思っています。

そこで、ちよっと時間がなくなつてまいりましたが、今度は、国土交通省の話になりますが、平日二千円、休日千円の制度をやめることにすると、今回、二千五百億円出てくるというふうに言っておりますが、実際は、これは違いますよね。国土交通省、三年間で四千億円出てくるというのが正しいですよ。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。ただいま先生おっしゃいましたように、上限料金制を廃止するというそのことだけでは、三年間で約四千億円の差額ということでございます。

ただし、上限料金制を廃止するに当たってでございませうけれども、上限料金制の導入の際には、平成二十四年度以降二年間、マイルレージ割引を見直すということを考えていたわけでございまして、これを継続するということを想定いたしましたので、これに必要な千五百億円を差し引きまして、二千

五百億円という財源にしたいだいたわけてござい

ます。

○竹内委員 マイルレージ割引はわかりますけれども、昔の高速、ハイウェイカードがあったから、それに関連するものでありますね。ETCを使うと大体安くなるので、さらにマイルレージ割引が必要なのかという議論は当然出てくるだろうというふう

に、これも一つ指摘しておきたいと思

います。

それから、不思議に思うのは、三年間で四千億出てくるんですが、そのうち二千五百億を一年で今度は持つていく、何でこんなことができるのかというの不思議に思うんですよ。三年間で四千億出てくるはずのものを、一年間で二千五百億、ばつと財務省が奪い取る、この技術はよくわからないんですが、きょうはやめておきます、時間がありませんので。

そこで、大畠国土交通大臣は、自公政権のときに始めた三兆円の利便増進事業についてこういうふう

に言っているんですね。これまで使ったのが大体一兆円、それから今回二千五百億を計上した、まだ一兆五千億円のうちの予算があります、この予算をどう使うかはまだ決めていないと。この辺の予算は、国土交通省は絶対手放さないと

言うんでしょうけれども、財務大臣としてはその辺も、今後の復興なり年金の臨時財源とか、そういうこととの関係で、どういうふうにお考えでしょう

か。

○野田国務大臣 復興の財源をどうするかという議論、これは歳入歳出両面から引き続き見直しをしていくということで、各省からの御協力もいただかなければいけないし、各党からの御意見も

ちょうだいしたいと思いますけれども、その際、先ほど福井委員からも同様の御質問をいただ

いて御答弁させていただきましたけれども、この利便増進事業の趣旨も踏まえながら、その際に国土交通大臣としっかりと協議をしながら対応して

いきたいというふうに思います。

○竹内委員 私が生上げたかったのは、いろいろまだまだ財源を考える余地はある。今回、一次補正予算は、これまでの埋蔵金、本予算の埋蔵金を流用することになりましたけれども、いろいろ考えればまだまだ財源は出てくるんじゃないかということを指摘させていただきます。

それから、財務大臣に、第二次補正予算はいつごろを考えておられますか。

○野田国務大臣 復興構想会議で六月末までに、いわゆる復興のための青写真をつくっていくということになっていきます。その青写真の中で復興基本方針というものが出てくるわけでありますが、それに基づいて必要な対策をしっかりと講ずるための復興財源をどうするかという議論はその後になりますので、そういう経緯を経ながら対応したいと思いますが、だからまだ、確定的にいつとは言える段階でもありませんし、規模も言える段階ではございませんが、当然のことながら、なるべく早く復興の議論は結論を出して対応できればという思いは持っております。

○竹内委員 そうすると、今の御答弁を聞いていますと、六月に青写真で、それからということになると、とてもこの会期末には無理だ、八月、九月という可能性もあるというふうに、今、答弁を聞いていて思ったわけでありまして、

最後になりますけれども、国土交通省にきていただいておりますが、前回もレベニューボンドの提案をさせていただきました。これは今後の復興の話でありますけれども、前回も申し上げましたように、全部国債とか地方債で復興をやらせないといけないという話ではない、やはり民間活力ももつと使うべきである、そういうことを公明党としても提案しております。

その一つがレベニューボンドであったわけですが、きょうは、関西新空港と伊丹空港を統合する話がありまして、法案も出されているわけですが、お手元の資料はそういう資料でございまして、実は、これは統合して新会社をつくって、そしてなおかつ、それだけではなくて、新空港の運営権を

何と四千億円ほど売却して、そういうコンセッション方式というものを導入しようということ、これはなかなかのアイデアだと思うんですね。私もFSをいろいろ検討しましたけれども、これは今後の日本にとっては非常に未来のある展望だというふうに思っております。

時間がないんですけれども、まず簡単に、このコンセッション方式、簡潔で結構ですから、説明してください。

○本田政府参考人 関西国際空港の御質問でございますが、現在、先生がおっしゃいましたとおり、四千億円を含めて、一兆三千億円を超える負債を負っております。この関西空港を健全に再生強化する、これを目的といたしまして今回の提案をさせていただいております。

現在国が管理しております伊丹空港と関西国際空港の経営統合を果たした上で、事業価値の最大化とそのキャッシュ化を図る、このために民間の知恵と資金を活用する、そのために公共施設等運営権、いわゆるコンセッションの設定、こういった方式を導入することを考えております。

具体的には、法案の成立後設立されます新関西会社が負債総額約一兆三千億円を返済する、すなわち、そういった対価を得るという条件で、一定の期間、両空港を経営する権利について民間の事業者に対してこれを譲渡する、こういった中身を考えております。

○竹内委員 時間も迫ってまいりましたけれども、今後、東北の、仙台空港であるとか、さまざまな空港が幾つもあります。復興を考える上で、例えば、このように国が株式を持ちながら、しかしその運営権は民間に売却していく、そういう中であれば、そんな何でもかんでも全部国債を何十兆も発行して、国がまた財政健全化で苦しむ、そういうことにはならぬだろうというふうに私は思うんですね。

ぜひ国土交通省が中心になって、これはもつと、空港を幾つか考えたら、港湾でもいろいろあるでしょう、こういうコンセッション方式をぜ

ひ提案してもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○市村大臣政務官 ありがとうございます。

竹内委員のおっしゃるとおりでございます。このたびの復興に当たりましては、財政的手法のみならず金融的手法をしっかりと入れていく、その中でも今御指摘いただきましたようなコンセッション方式をしっかりと活用していくことにしたいと思っております。

○竹内委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○石田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

地震発生から五十日以上過ぎました。今なお十三万人を超える被災者が避難生活を強いられっております。緊急支援を強めまして、被災者が、マイナースからというのではなく、せめてゼロからスタートできるようにしたい、この声にこたえるべきだと思っております。生活、営業の再建に集中できるようにしなければならぬと思うんです。

今回の第一次補正予算案は、私は、まだ必要最小限のものであつて第一歩であるというふうに考えております。さらに拡充が必要だと思ひますが、まず大臣の認識をお聞きしたいと思います。

○野田国務大臣 佐々木委員御指摘のとおり、今回の補正は、早期復旧に向けて今年度中に支出が見込まれる事業を対象にすべく、予算案でありまして、本格的な復興も含めるとやはり複数回の予算編成はしなければいけないだろう、その意味では最初の一步ですが、これは大事な最初の一步というふうに理解をしております。

○佐々木(憲)委員 そこで、今回提案されておりますのは、政府自身が基礎年金の国庫負担割合を二分の一にするための財源に充てるとしてあります埋蔵金約二兆五千億円、これを震災対応のために転用するというものであります。

しかし、なぜ年金財源に目をつけたのかというのが大変大きな問題点でありまして、財源はほか

にもいろいろあるんじゃないかと我々は指摘をしております。この場でも、法人税減税、これを中止するとか、あるいは、証券優遇税制の延長を中止して、大型公共事業、例えばダムだけでも今年度予算二千四百億円という、不要不急の大型事業を中止して回すとか、あるいは米軍に対する思いやり予算とか政党助成金とか、我々はずつと指摘してきたんです。残念ながら全く考慮されておられません。

そこで、この埋蔵金を回した後に年金財源は穴があく、それを最終的には何によって埋めるのか、これはどう考えておられるのでしょうか。

○野田国務大臣 二・五兆のいわゆる臨時財源を年金に充てるのではなくて、震災対応に使われていたとくことでございまして、その穴埋めは税制の抜本改革によって安定的な財源を確保して対応する、そういうことになっております。

○佐々木(憲)委員 この税制抜本改革というのは、消費税を含む税制抜本改革、つまり消費税の増税もあり得る、そういう内容だという認識なんですか。

○野田国務大臣 この六月に社会保障と税の一体改革の成案を得ることになっております。その中でまとめる消費税も含む税制の抜本改革、それを安定的な財源にしていこうということでございます。

○佐々木(憲)委員 我々は、この埋蔵金を震災支援に回す、これ自体に何か反対だということではありません。しかし、その後の穴埋めを何によって行うかということになりますと、今おっしゃいましたように、消費税を含む税制抜本改革、こうなりますと、これは消費税増税路線に近づいていく、それに乗っかってしまふという危険性を感じるわけなんです。

したがって、そういう道に進むのには我々は反対であります。別な財源を持つてくるべきだというふうに指摘をしておきたいと思ひます。

さて、そこで、少し具体的な震災支援の税制問題について触れたいと思ひますが、相続税の問題なんです。先日、震災特例法が採択されました

が、相続税に係る措置もとられました。この内容を簡単に説明をしていただきたいと思ひます。

○田中政府参考人 震災の特例法が先日成立したわけでございますけれども、土地等を相続により取得しまして、震災の発生日前に相続税の申告期限が到来している場合、あるいはその震災の発生の後に相続税の申告期限が到来している場合、幾つかの例があるわけでございますけれども、今回の震災特例法によりまして、震災の発生日以後に相続税の申告期限が到来した者が取得した土地につきまして、これは一定の土地に限定しておりますが、震災の後を基準とした価額により評価することができるといふふうに対応しております。

○佐々木(憲)委員 まず、建物についてお聞きしますけれども、今回の震災で、津波で全部流されてしまった、あるいは全部焼けてしまった、そういう被災の状況が明らかであれば、被害相当部分は税額免除となる。しかし、一見きれいにまだ建物は残っているように見えても、地盤沈下で傾いているというような場合、実際には使えない、そういう被害も想定できますけれども、この被害の判断、これはどういふふうに考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○田中政府参考人 先ほど申し上げました震災特例法によりまして、一定の土地等についての判断をするということでございますけれども、建物につきましては、災害の減免法の適用がございまして、納税者の便宜等の観点から、被害を受けた部分の価額の合理的な計算方法を作成しまして、現在、国税庁のホームページでそれを明らかにしております。

これが適用になりますと、例えば、先ほどの相続税の申告の期限の前に災害があった場合には、その相続税の課税対象から減額されますし、あるいは、申告の期限後に災害があった場合には、さきに計算しました相続税額からその額を免除するということになります。

○佐々木(憲)委員 次に、相続する土地の問題なんです、土地が災害減免法の対象にならないために、震災後の評価額をどういふ基準で算定するかがポイントとなるわけです。地盤沈下したような土地を相続した、そういう場合、実際にはもう使えない。水没しているというような土地もあります。そういうケースも想定されて、売却することと利用することもできないような、そういう事実上価値のない土地、それは当然、評価額はゼロになると思うんですが、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 お答えをいたします。先ほどの答弁の中で申し上げましたように、震災特例法によりまして、一定の地域の土地等については震災が起きた後を基準とした額により評価することができるとされております。今御指摘のありましたような地盤沈下した土地などにつきましても、震災の後を基準とした価額について計算することになりますけれども、他の被災した土地等と同様に考える必要があると考えておりまして、地域の実情ですとか被害の状況を適切に反映して評価することとなります。

この具体的な評価方法につきましては、今後、国税庁におきまして、震災後を基準にした価額を簡易でかつ明確に評価するための方法について明らかにしたいといふふうに考えております。例えば、阪神・淡路大震災の際には、これは平成七年の一月十七日に震災が起こっておりますけれども、八月の十七日段階で、被災した地域の土地についての評価方法につきまして一定の計算方法を示しております。

○佐々木(憲)委員 現時点で資産価値がゼロというふうなものであるなら、私は、相続税はこれらもう免除する、ゼロにするというのが当然だと思っております。それから次に、今度は原発に関連した問題です。つまり、福島第一原発の事故によりまして避難せざるを得ない、例えば二十キロ圏の中にはすぐは戻れない、そういう状況であります。立ち入りが禁止されている警戒区域などに指定されている建物や土地、その場合は、実際には利用できない

わけですから、これは原発事故による災害でありますが、当然、災害減免法の対象になるはずだと思ふんですが、いかがでしょうか。

○田中政府参考人 先ほどの御説明として二つの制度がございまして、震災特例法の方は、震災後を基準とした価額により評価することができるとなっております。この評価につきましては、今の福島第一原発の一定の地域、警戒区域等の土地についても同様にその評価をする必要があると考えておりまして、先ほど申し上げましたように、今後、国税当局におきまして、震災後を基準とした価額をどういふふうに計算するかというのを示したいと思っております。

それから、今先生御質問のございました災害減免法の方でございますが、これは法律の趣旨が、先ほど先生からもお話がございましたが、いわゆる物理的な損失を対象にしておりますが、したがって、相続または贈与によりまして取得した土地が福島県の一定の地域に存在することをもち、直ちに災害減免法四条の規定が適用されるものではないというのが私の考え方でございます。

ただ、今後、福島県の原子力発電所に係るさまざまな対応の仕方が動いていくと思ひます。まだ収束はしていないわけでございますけれども、その対応の仕方をしながら検討してまいりたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 この災害減免法の第一条には、「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害」といふふうに書かれていふんです。その場合、被災者の納付すべき国税の軽減もしくは免除といふふうになっておまして、つまり、「その他これらに類する災害」、今回は、地震と津波、それによって原発事故が引き起こされてきた、一連の災害の一環としてこの原発の放射能漏れといふのが起こって、その結果、もとに戻れない、当面はそういう事態になっているというわけですから、これは、その他に類する災害ということに当てはまるのではないかと、いふふうに私は

思っております。

今後、検討の対象だということのようです。で、ぜひ検討を加えていただきたいと思ひます。それから、土地の相続でございけれども、相続税の場合は、震災特例法の震災後の評価額というのはゼロになるというようなことが、警戒区域が今後継続していった場合に考えられる。こういう場合、原発のこの警戒区域が長期化した場合に、相続税は免除されるということが私は当然だと思ふんですけれども、こういうのはどうなりますでしょうか。

○田中政府参考人 お答えします。今、先生の方からの御質問は、震災特例法によりまして、震災後を基準とした価額により評価するといふふうになっておりますが、この震災後を基準とした価額をどのような形で算定するかというのがポイントでございまして、福島県の第一原発の、例えば二十キロメートル圏内の警戒区域の土地等の震災後を基準とした価額については、これは、その地域の事情、それから個々の土地の被害状況を適切に反映する必要があります。

そこで、先ほど申し上げましたように、その算定の仕方につきましては、今後、国税当局において、それを簡易かつ的確に評価するための方法を明らかにしたいといふふうを考えております。

○佐々木(憲)委員 これは関連して、最後に大臣に、こういう形で、今回は、地震、津波、原発事故、三つの災害が重なって、非常に複雑な状況が現地に起きております。従来の法体系では対応し切れない事態になっているわけですね。相続税一つとりましても、原発事故を前提とした相続税の減免なんというのは、今まで全く法律の対象外だったはずであります。

したがって、私、現実の土地建物の価値というもの、評価額が、實際上、今もう使えないわけですから、そういう状況にあるわけですから、当然相続税は減免する、あるいはゼロにする、こういう発想で問題をとらえる必要があると思ひますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○野田国務大臣 従来の法律で想定をしなかった部分が出てきていると思います、今の御指摘の災害減免法を含めて。基本は、やはり被災地、被災者のお立場をよく踏まえた対応をするということが大事だと思えますので、そのことも含めて検討させていただきますと思います。

○佐々木(憲)委員 では、次に、仮払いの問題なんですけれども、これは東電が現在窓口になりまして、仮払いが行われております。これは、原発被災者に対する緊急支援という形であります。この手続、このことについて、本人が申請するのか、それから対象はどういうことになるのか、この点について説明していただきたいと思えます。

○田嶋大臣政務官 御答弁申し上げます。対象ということでございますので、基本的に、国が定めた範囲、具体的には計画的避難区域等の範囲に入っている世帯単位にお支払いをするということでございます。百万円ということでございますけれども、単身世帯は七十五万円ということで行うということで、全体的には大体五万世帯というふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 この五万世帯というのは、自治体ごとの世帯数を言っていたかと思いますが、自治体になりますでしょうか。

○田嶋大臣政務官 お答え申し上げます。五万世帯でございますが、避難者の数で申し上げますと……(佐々木(憲)委員「自治体ごとの世帯数」と呼ぶ世帯数、自治体、少々お待ちください。)

失礼いたしました。五万世帯のうち、最大は南相馬市で、およそ二万世帯ということでございます。それから順番に、多いところをいたしましては、浪江町が七千世帯超でございますが、富岡町が六千世帯超ということで、その他、十三の自治体に分かれてございます。なお、いわき市に關しまして、約七千世帯が入っております。

○佐々木(憲)委員 問題は、この五万世帯が対象になることはわかっているわけです。各自治体ごとの世帯数もわかっているわけです。しか

しながら、この方々が強制的に避難をしないというところで退去させられているわけですが、避難所にいけば把握しやすいんですけども、しかし、今や、全国にわたってたどって親戚や知り合いに身を寄せているという方がたくさんいらっしゃるわけです。

そうしますと、その方々に支払いをするということでも、どこに住んでおられるのかわからないということが多いのではないかと思っています。その点は、どういう形でこの五万世帯の方々にすべてに渡すように考えているのか、されているのか、お答えいただきたいと思えます。

○田嶋大臣政務官 お答え申し上げます。おっしゃっていただきましたとおり、遠くに離れて避難されている方も大勢おいでということでございますので、関係する自治体が大変多くござ

います。そういう意味では、まず東京電力におきましては、それぞれの市町村の協力を得ながら、四月二十日以降、県外も含めまして、避難先の市町村庁舎や主要な避難所における説明会を精力的に実施してございます。また、各地方新聞等への広報掲載も行っております。

具体例を挙げますと、一番避難者の多いところでございますが、南相馬市の避難者に対しては、これまで、群馬県、長野県、神奈川県、茨城県、そして南相馬市そのものの説明会を開催しておるところでございます。

○佐々木(憲)委員 この避難先でかなり多いと私が感じておりますのは、例えば東京とかあるいは関東圏、こういうところに避難されている方が結構多いと聞いているんです。

それで、申請している方々の現在住んでおられる住所、これで一番多いところはどの辺になるんでしょうか。

○田嶋大臣政務官 現在避難されている場所が一番多いのは新潟県でございます。およそ七千八百名でございます。

○佐々木(憲)委員 この新潟県での例えば説明会とか、先ほどの説明の中にはありましたか。

○田嶋大臣政務官 新潟県も、先ほどは南相馬市のケースとして幾つかの県を申しましたけれども、新潟県でもやっております。

○佐々木(憲)委員 できたら東京でもやった方がいいと私は思っております。

それからもう一つは、そういう仮払いが行われているというところを知らずに避難されている方がいらっしゃるんじゃないか。その場合には、当然、広報が大事だと思います。

今、地方新聞というお話もありましたが、やはり、新聞、テレビ、特に大きな媒体を利用した周知徹底ということが大事だと思うんですけれども、その点はいかがでございますか。

○田嶋大臣政務官 新聞、テレビ、ラジオ、いろいろでやらせていただいておりますが、政府といたしまして、例えば、官邸ラジオということもございまして、「震災情報 官邸発」ということで、枝野官房長官が発信をさせていただいております。

また、東京電力から、各地方広報活動でございますけれども、例えば今御指摘いただきました新潟県でも、新潟日報新聞に掲載記事載せていたり、そういった例はたくさんやっております。

○佐々木(憲)委員 申請書を発送していると思うんです。発送したその数、それから、避難されている方から実際にその申請が行われてきた数、そして、実際に支払われた数、それぞれ数字を言っていたかと思えます。

○田嶋大臣政務官 現在、およそ五万世帯と申しましたけれども、配付をしておりますのは、四月二十九日までで五万一千世帯分を配付いたしております。そのうち、一万二千を回収済みで、五千が事務処理を開始し、全体世帯数の一割弱でございますが、四百七十世帯分が今現在で振り込み済みでございます。

○佐々木(憲)委員 もう時間が参りましたので終わりますが、これは、周知徹底すると同時に、最後まで、そういう方々に渡るようにすることが大

事だと思えますので、ぜひ徹底してやっていたきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○石田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○石田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。竹内議員。

○竹内委員 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました東日本大震災に対処するために必要な財源確保を図るための特別措置に関する法律案について、賛成の立場から討論を行います。本財務金融委員会においては、平成二十三年度税制改正関連法案及び特例公債法案について、依然としてその審議が進んでいないにもかかわらず、今般の補正予算の歳入関連法案である本法律案を審議せざるを得ない異常な状況を招いてしましました。この点、政府及び民主党の対応について、遺憾の意を申し上げておきたいと存じます。

さて、そもそも本法律案において手当てされている財源は、高速道路機構の国庫納付を除き、当初予算において基礎年金国庫負担二分の一を確保するための臨時財源であったのであります。それを、なぜ、年金の安定化に大切な財源を安易に転用することになったのか。これは直ちに年金積立金の取り崩しを意味するものであります。

政府・民主党が、震災への対応に必要な財源の確保に向けて、真剣に身を粉にして捻出しようとしたのでしょうか。また、年金制度の安定化がいかに重要かは、民主党の議員であれば当然理解されているはずであります。

子ども手当や高速道路無料化など、民主党が掲げているマニフェストを抜本的に転換することや、当初予算の不要不急の歳出見直しを徹底すれば、今般の措置は不要であったのではないでしようか。

また、今後、近い時期に編成されるであろう第二次以降の補正予算の規模から考えても、追加的

な国債の発行はやむを得ないことは明白であります。震災対策全体をとらえて財源を考へるならば、第一次補正でわざわざ国債の発行を抑制し、そのしわ寄せがほとんど年金財源に及ぶようなこそく政府の対応は、甚だ遺憾であり、大いに反省すべきであります。

しかしながら、東北地方、東日本を襲った大地震と大津波、東京電力福島第一原発事故、そしていまだ余震が続く状況の中で、復旧復興に向けて、二十三年度補正予算案の早期成立と速やかな執行が求められています。また、執行を確実にするためには、二・七五兆円に及ぶ財源の裏づけとなる本法案の成立が欠かせないことから、公明党は、復旧復興に要する財源の確保のために、本法案に賛成をするものであります。

ただし、先ほど指摘したとおり、歳入歳出の抜本的見直しを行えば財源の確保も可能であります。よって、不足する二十三年度分の年金財源については、国民年金法案の改正にあるような、いつ実施されるかわからない税制の抜本改革を待つ必要はないと考えています。

私は、政府が二十三年度中にきちんと年金臨時財源を確保されることを明確にすべきである、そのことを強く申し添えまして、討論とさせていただきます。(拍手)

○石田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党を代表し、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対し、討論を行います。

提案されている法案は、政府自身が基礎年金の国庫負担を二分の一にするための財源に充てるとして、いた埋蔵金約二兆五千億円を、震災対策に転用するものであります。

我が党は、補正予算の財源については、法人税減税や証券優遇税制の延長の中止、不要不急の大型公共事業の中止、米軍への思いやり予算の中止、政党助成金の廃止などで確保すべきだということを主張してまいりました。これが受け入れら

れなかったことは極めて残念であります。

埋蔵金を震災対策に充てるということは、一般的に否定されるものではありません。しかし、問題は、あいた年金の財源を何によって穴埋めするかということとです。これを税制抜本改革、消費税増税につなげようというやり方には、断じて容認できません。

昨日、民主、自民、公明三党が交わした補正予算に関する合意文書で、年金財源に関して「社会保障改革と税制改革の一体的検討は必須の課題」としていることも、その意味で看過できません。我が党は、年金財源のあり方、今後の震災財源のあり方については大いに異議があり、被災者に負担を求める消費税増税路線にくみするものではありません。

そのことを厳しく指摘した上で、緊急を要する東日本大震災の救援及び早期復旧のために埋蔵金を震災対策に転用する法案に、賛成することいたします。(拍手)

○石田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石田委員長 これより採決に入ります。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○石田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案中修正
平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案を次のように修正する。

題名を次のように改める。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年度における国の財政収支の状況に鑑み、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

第三条から第五条までを削る。

附則中「平成二十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年度において、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並

びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等に関する措置を定めるものとする。

(財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ)

第二条 政府は、平成二十三年度において、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、一兆五百八十八億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金金は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

(外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ)

第三条 政府は、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第八條第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、二千三百八億五千八百九十六万千円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金金は、外国為替資金特別会計の歳出とする。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例)

第四条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成二十三年事業年度については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号。次項において「債務処理法」という。)第二十七條第三項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する特別勘定において同条第三項の規定によりこの法律

の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち一兆二千億円（次項において「鉄運機構の特別国庫納付金額」という。）を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 鉄運機構の特別国庫納付金額は、債務処理法第二十七条第三項の規定による積立金の額から減額して整理するものとする。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等）

第五条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この条において「高速道路機構」という。）は、平成二十三事業年度については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。第三項において「高速道路機構法」という。）第二十一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する高速道路勘定から、二千五百億円（以下この条において「高速道路機構の特別国庫納付金額」という。）を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 高速道路機構及び高速道路株式会社（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社は、高速道路機構が前項の規定により高速道路機構の特別国庫納付金額の納付を行うために必要な限度において、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四条第一項に規定する同意計画を変更しなければならない。

3 第一項の規定により高速道路機構が行う高速道路機構の特別国庫納付金額の納付（納付のための借入れに係る債務の返済を含む。）については、高速道路機構法第十二条第一項第二号に掲げる業務とみなして高速道路機構法の規定（これに基づく命令を含む。）を適用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に

関する法律の一部改正）

第二条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号を次のように改める。

三 前項の規定により一般会計に承継された機構債務に関する事項及び東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成二十三年法律第 号）第五条第一項に規定する高速道路機構の特別国庫納付金額（第四項において単に「特別国庫納付金額」という。）に関する事項

第四条第四項第三号を次のように改める。

三 当該計画の実施による第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額の額が、第一項の措置による機構債務の負担の軽減額から特別国庫納付金額の納付による機構の負担の増加額を減じた額に見合う額となるものであると認められること。

理 由

平成二十三年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財務金融委員会議録第三号中訂正

二ページ四段末六行から三ページ一段三行「とともに、同年度において、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例に関する措置を定める」を削る。

平成二十三年五月十三日印刷

平成二十三年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C